

## 第3章

# 分野別に見た外交



## 第1節

# 国際社会の平和と安定に向けた取組

## 1. 日米安全保障体制

### 【総論】

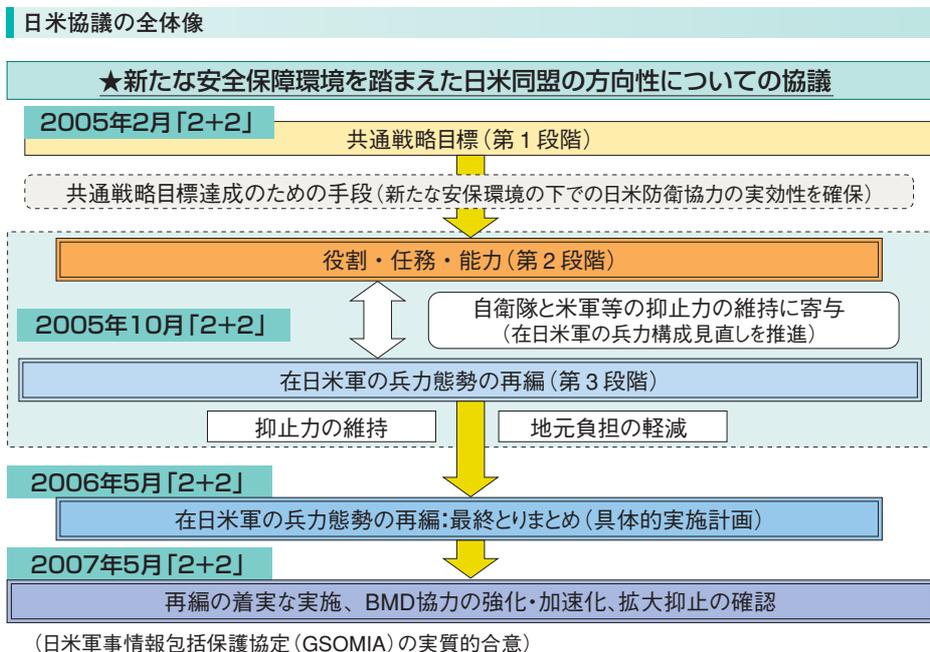
日米安全保障体制は、戦後、アジア太平洋地域における安定と発展のための基本的な枠組みとしても有効に機能し、日本及び極東に平和と繁栄をもたらしてきた。同時に、北朝鮮の弾道ミサイル及び核問題が示すとおり、アジア太平洋地域には、冷戦終結後も地域紛争、大量破壊兵器やミサイルの拡散など、不安定な要素が依然存在している。このような状況において、日本及び地域の平和と安全を確保するために、同盟国である米国と日米安保体制を一層強化していくことは重要な課題である。

日米両政府は、在日米軍の再編を含め、日米安保体制を一層強化するための各種協議を続けてきている。また、米国の対日防

衛義務を果たす約束が揺るぎないものであることは、累次の機会に確認されている。例えば、2006年の北朝鮮による核実験実施発表直後、ブッシュ大統領は米国が日本の安全保障のためのすべての義務を果たすことを明言した。また、2007年5月に開催された日米安全保障協議委員会（「2+2」会合）においても、米国のあらゆる種類の軍事力が、米国の抑止力を日本にも提供する拡大抑止の中核を形成し、日本の防衛に対する米国のコミットメントを裏付けることを再確認した。

さらに、2007年11月に訪日したゲイツ国防長官と高村外務大臣との会談において、日米安保体制を中核とする日米同盟の重要

性及び今後も同盟関係を一層強化していくことを日米双方で確認した。同会談では、高村外務大臣より、在日米軍が日本の平和・安全の維持に命懸けで日夜尽力していることに謝意を表明し、ゲイツ国防長官より、日米防衛協力を一層強化したい旨述べた。



## 【各 論】

## (1) 在日米軍の兵力態勢の再編等

冷戦終結以降、米国をはじめ日本を含む西側諸国がかつて直面したソ連という脅威は消滅した一方で、国際テロ、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散など、新たな脅威が顕著化している。米国はこのような新たな安全保障環境における課題に対処するため、軍事技術の進展を活用し、より機動性の高い態勢を実現することを目標に、米軍の全世界的な軍事態勢の見直しを行っており、日本を含めた同盟国、友好国等と緊密に協議している。

2007年5月の日米安全保障協議委員会（以下、「2+2」会合）で、前年5月に発表した兵力態勢再編の具体的施策を実施するための計画（「再編実施のための日米のロードマップ」）について、この1年の作業の進捗を確認するとともに、日米合意に従った着実な実施の重要性を確認した。この「ロードマップ」に基づいた在日米軍再編の着実な実施の重要性は、2007年11月のゲイツ国防長官と高村外務大臣との間の会談でも再確認されている。また、この「2+2」会合において、日米両政府は、新たに発生している安全保障上の課題に対して、より効果的に対応するために、二国間の情報協力及び情報共有を拡大し、深化する必要性を強調した。この関連で2007年8月には、「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合

衆国政府との間の協定」（日米軍事情報包括保護協定（GSOMIA））が締結され、日米間で相互に提供される防衛関連秘密情報の取扱い、提供のための具体的な手続き等が共通化され、明確化された。これにより、日米間の防衛関連秘密情報の交換がより円滑かつ迅速に行われることが期待される。

また、2008年8月には、横須賀基地を中心に展開する通常型空母キティホークが退役し、原子力空母ジョージ・ワシントンと交替する予定である。これは、地域の不安定要素に対する米軍による抑止力の維持に寄与するものである。日本政府として、地元の理解を得つつ、空母交替を円滑に実現する観点から、引き続き安全と安心の確保のために米側及び地元と緊密に協力していく考えである。



ゲイツ・米国防長官（左）と会談する高村外務大臣（右）  
（11月8日、東京）

## (2) 弾道ミサイル防衛（BMD）

弾道ミサイル防衛（BMD）システムは、弾道ミサイル攻撃から日本国民の生命・財産を守るための純粋に防御的ではおかに代替手段のない唯一の手段である。日本としては、北朝鮮による弾道ミサイル発射（2006年7月）及び核実験（同年10月）等の動きも踏まえ、米国との緊密な連携の下に、BMD協力にかかわる取組を強化・加速化

することを通じて、日米安保体制の抑止力及び信頼性を一層向上させることが喫緊の課題となっている。

日本政府は2003年12月にBMDシステムの整備を決定して以来、政策・運用・研究開発等のあらゆる面について米国との協力を図りつつ、その着実な整備に努めてきている。既に2006年には、米軍によるXバン

在日米軍兵力態勢の再編

沖縄の再編案は相互に関連



2014年完成目標

陸自が使用  
空自が使用  
嘉手納飛行場  
キャンプ瑞慶覧  
牧港補給地区  
普天間飛行場

普天間飛行場  
回転翼機の運用  
空中給油機KC-130  
緊急時の使用

千歳、三沢、百里、小松、築城、新田原  
訓練移転：2007年度からの共同訓練計画を策定。

第3海兵機動展開部隊(3MEF)  
→機動展開旅団(MEB)に縮小  
司令部はグアム等に移転

8,000名の海兵隊員及び9,000名の家族は2014年までにグアムへ移転  
移転整備費の負担(日)60.9億米ドル / 全体102.7億米ドル

嘉手納以南の相当規模の土地の返還が可能に  
キャンプ桑江(全)、牧港補給地区(全)、普天間飛行場(全)、那覇港湾施設(全)、陸軍貯油施設第一桑江タンク・ファーム(全)、キャンプ瑞慶覧(部)  
2007年3月までに詳細な計画  
(全)→全部、(部)→部分

ローテーションで鹿屋、グアムへ  
海兵隊ヘリCH-53Dがグアムへ

恒常的なNLP施設：2009年7月選定目標

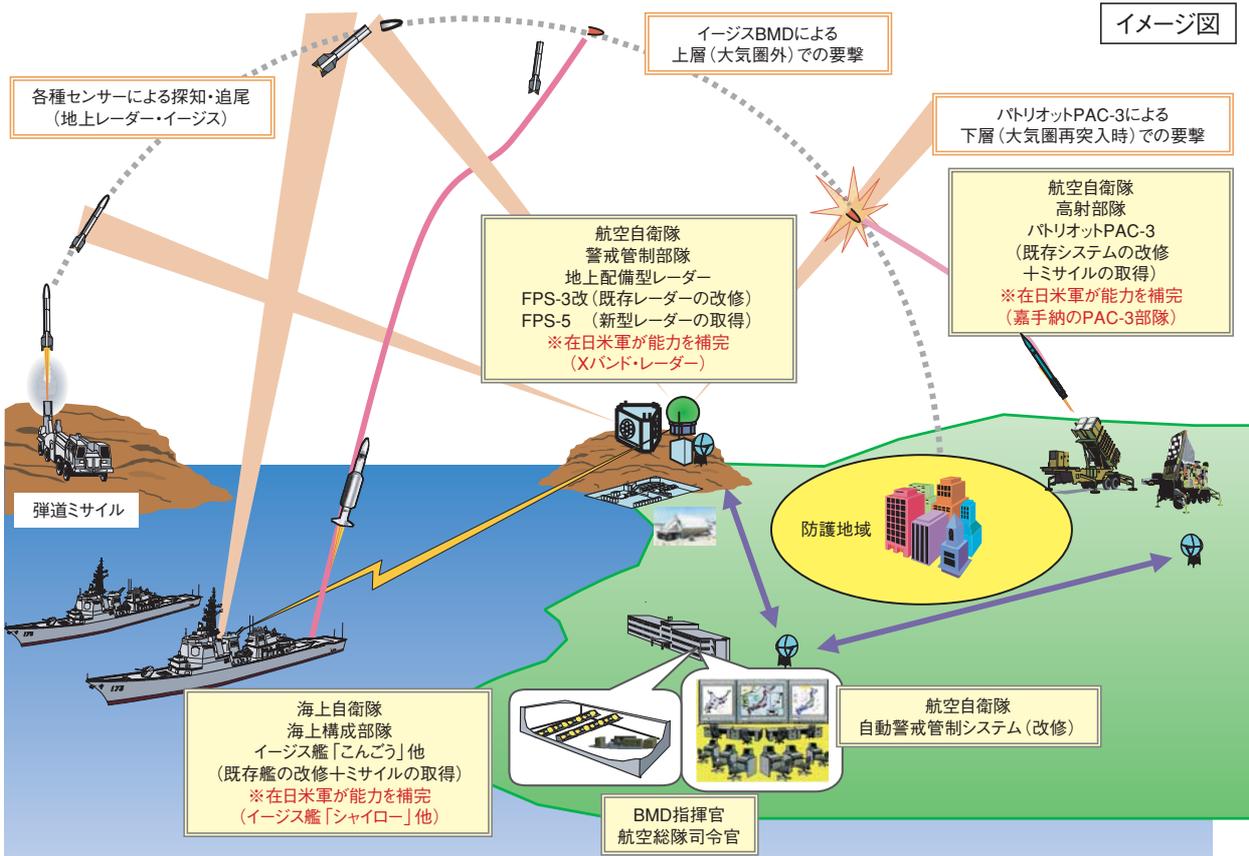


- 空自航空総隊司令部(府中)の移転(2010年度)
- 共同統合運用調整所の設置
- 横田空域の一部の管制業務を2008年9月までに返還
- 空域全体の返還に必要な条件を検討(～2009年度)
- 軍民共同使用の具体的な条件・態様の検討を開始。

キャンプ座間  
相模総合補給廠

- 在日米陸軍司令部の改編(2008米会計年度)及び陸自中央即応集団司令部の移転(2012日会計年度)
- 効率的・効果的使用→一部土地の返還、共同使用

日本のBMD整備構想・運用構想



ド・レーダー（長距離型監視用レーダー）の展開、迎撃能力を有する米イージス艦「シャイロー」等の展開及びパトリオット・ミサイル（PAC-3）の嘉手納配備、並びに日米間のBMD共同開発を可能にする交換公文等の締結等の取組を進めたが、2007年には、日本自身の取組として、入間基地等においてPAC-3の展開を順次開始するとともに、SM-3（イージス艦搭載型迎撃ミサイル）については、日本初となる迎

撃能力を有するイージス艦「こんごう」が迎撃実験に成功し（12月）、2008年から実戦展開することとなった。2007年5月の「2+2」会合では、BMD運用・関連情報を直接、相互、リアルタイム及び常時共有する等運用協力の強化、Xバンド・レーダー及びPAC-3の配備・運用、SM-3ミサイル防衛能力の継続的な強化等、BMDシステム能力の向上等について議論された。

### (3) 在日米軍駐留経費負担（HNS）

日本政府は、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことが重要であるとの観点から、日米地位協定の範囲内で、米軍施設・区域の土地の借料、提供施設整備（FIP）費等を負担しているほか、特別協定を締結して、在日米軍の労務費、光熱費及び訓練移転費を負担している。

日米両政府は、2006年4月に発効した特別協定が2008年3月末に終了することから、2007年度の前半から交渉してきた。その結果、2008年4月からの3年間を対象とする新たな特別協定を締結することで合意し（2007年12月）、協定案文に署名した（2008年1月）。

新たな特別協定の内容は、①労務費につ

いては、現行協定の枠組みを維持し、現行協定と同じ上限労働者数（23,055人）とする、②光熱費については、日本側は、2008年度は、2007年度予算額と同額の約253億円に相当する光熱水等を、2009年度及び2010年度については2007年度予算額から1.5%ずつ減額し、約249億円に相当する光熱水等を負担する、③訓練移転費については、現行協定の枠組みを維持する、④米側は、上記の協定対象経費につき、一層の節約努力を行うこととなっている。また、日米両政府は、在日米軍駐留経費負担をより効率的で効果的にするため、包括的な見直しを行うことでも一致した。

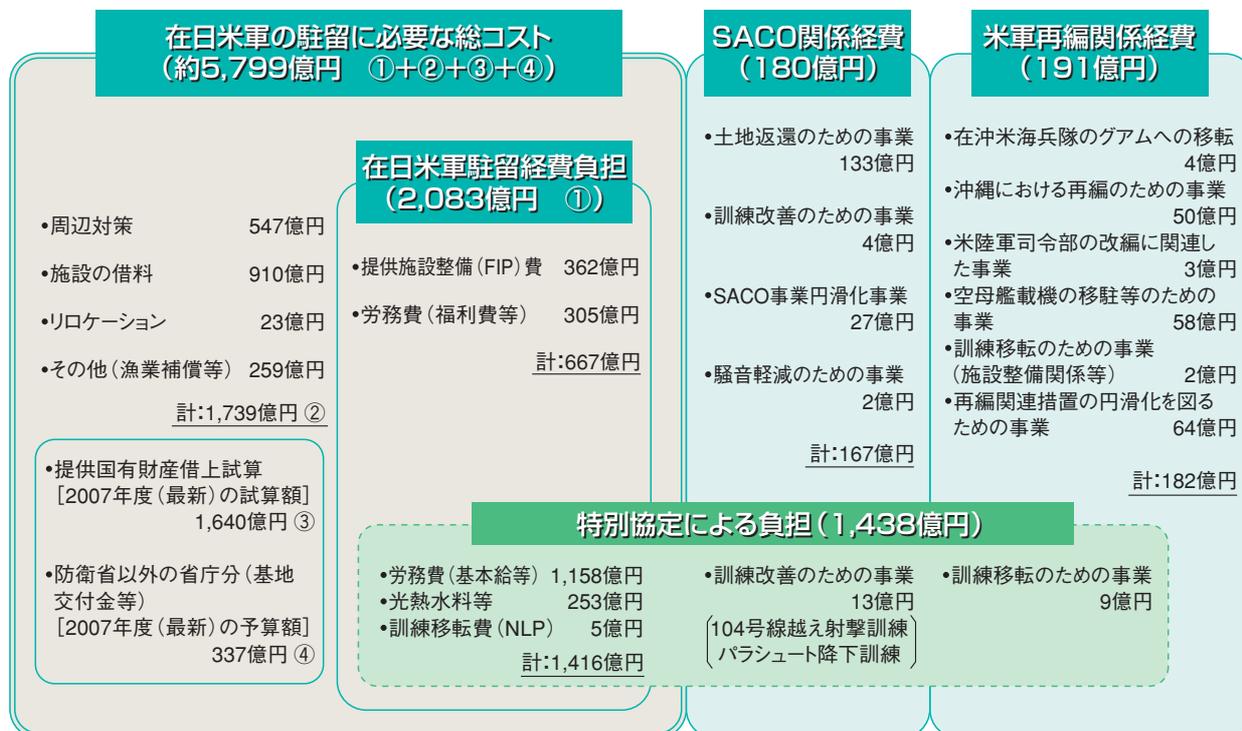
### (4) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保のためには、在日米軍の活動が施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍施設・区域が集中する沖縄県の県民の負担を軽減することが重要であることについては、日米首脳会談、日米外相会談など累次の機会に日米双方が確認している。

日本政府は、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告の着実な実施に取り組んできており、2007年5月の「2+2」

会合でも、同最終報告の合意事項の実施が継続的に進展していることを評価した。さらに、在日米軍の兵力態勢の再編を通じて、在日米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担軽減に取り組むこととしており、日本政府としては、普天間飛行場の早期移設・返還等により、引き続き沖縄をはじめとする地元の負担軽減に努めていく考えである。その一環として、①駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の成立（2007年5月）、②横田ラブコン（レーダー進入管制業務）への自衛隊管制官の併置（同年5

在日米軍関係経費（日本側負担の概念図）＜2008年度予算案＞



- (注1) 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、在日米軍駐留経費負担に含まれるものとSACO関係経費及び米軍再編関係経費に含まれるものがある。
- (注2) SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費であり、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元負担の軽減に資する措置に係る経費である。一方、在日米軍駐留経費負担は、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことは極めて重要との観点から日本が自主的な努力を払ってきたものであり、前2者とは性格が異なるため、区別して整理している。
- (注3) 在日米軍の駐留に必要な総コストの額には、2007年度の推計額等が含まれている。
- (注4) 個々の要素に係る数字は億円単位で四捨五入したものであり、その計数は符号しないことがある。

月)、③米軍機の訓練移転の実施(年合計6回)、④普天間飛行場代替施設の建設に向けた環境影響評価手続きの開始(同年8月)等の取組を行った。横田飛行場の軍民共用化については、2006年10月からスタディ・グループにおいて検討している。

日米地位協定の運用改善についても、国民の目に見える形で一つひとつ成果を上げていくことが重要であるとの考えから、具体的な取組を進めてきている。刑事裁判手続きについては、1995年の刑事裁判手続きに関する日米合同委員会合意により、凶悪犯罪を犯して拘禁された米軍人等の身柄引

渡しを起訴前に日本側が要請できる仕組みが作られた<sup>(注1)</sup>。

また、2007年4月、日米両政府は、日米合同委員会において、災害準備及び災害対応のための在日米軍施設・区域への立入りについて合意した。この合意は、災害時において、地方自治体の人員等が、救助、医療サービス、緊急輸送等の活動を実施するため、または災害に備えた防災訓練等を実施するため、必要な場合に在日米軍施設・区域を使用できるよう、在日米軍施設・区域へ立入るための手続きを定めたものである。

(注1) 最近では2006年1月に横須賀で発生した米軍人による日本人女性殺害事件において被疑者の身柄が迅速に日本側に引渡された。

## 2. 「テロとの闘い」への取組

### 【総論】

2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、国際社会はテロ対策を最優先課題の一つと位置付け、国連やG8など多国間の枠組み、ASEAN、APEC、ASEMなど地域的な協力、二国間協力など様々な場において、テロ対策の強化が合意・確認され、「テロとの闘い」に関する政治的意思の強化と実質的協力が進展している。

国際テロ組織「アル・カーイダ」及び関連団体の指導部の能力は減退し、戦闘員は減少したものの、いまだその勢力は軽視し得ない。2007年も、世界各地で多くのテロ事件が発生しており、日本人旅行者や在留邦人、日本企業に対しても、国際テロの脅威は及んでいる（図表「2007年に発生したテロ事件の例」を参照）。

テロは国家及び国民の安全の確保の問題のみならず、投資・観光・貿易等に対する影響を通じ、我々の経済生活にも重大な影響を与え得る問題である。いかなる理由をもってしてもテロを正当化することはできず、断じて容認することはできない。日本が旧テロ対策特別措置法（2001年）に基づいて実施していた活動は、同法の失効により一時中断したが、2008年1月に成立した補給支援特別措置法により再開された。そのほかにも、日本は、テロ対策を自らの問題ととらえ、他国に対する支援や国際的な法的枠組みの強化をはじめとする多岐にわたる分野で、引き続き国際社会と協力して積極的にテロ対策を強化していく考えである。

### 【各論】

#### (1) 国際社会のテロ対策の取組の進展

2007年を通じ、国際社会はこれまでに達成された成果を基礎に、多国間及び地域的なレベルでの協力を推進し、国際テロ対策を一層強化してきた。

ドイツでの、G8ハイリゲンダム・サミットにおいて、国連システムのテロ対策能力の支援・強化、テロリストによる近代的通信・情報技術の濫用への対処、重要なエネルギー・インフラの保護、交通保安向上のほか、現金の密輸への対処及びアフガニスタン・パキスタン国境地域対策等を盛り込んだ「テロ対策に関するG8首脳声明—グローバル化時代の安全保障」並びに「国連のテロ対策の取組に対するG8の支援に関する報告」を採択した。2008年、日本がG8の議長国になることを受け、日本はテ

ロ・国際組織犯罪対策のための秩序維持・法執行能力強化のための非G8各国への支援の強化、高度化・多角化するテロ・国際組織犯罪への対応及びテロに関連した非過激化・穏健化の推進を重点事項として取り組んでいく。

国連では2006年9月、国連総会本会議において「国連グローバル・テロ対策戦略に関する総会決議」が採択され、同決議に附属されている、加盟国及び国連機関のテロ対策における更なる能力強化を目指した行動計画の実施が進められている。

そのほか、テロ資金対策分野では金融活動作業部会（FATF）<sup>(注1)</sup>が、テロ対処能力向上支援に関してはテロ対策行動グループ（CTAG）<sup>(注2)</sup>が活動を展開するなど、様々

（注1）1989年のG8アルシュ・サミットにおいて、国際的な資金洗浄（マネー・ロンダリング）対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みで、日本を含め、経済協力開発機構（OECD）加盟国を中心に32か国・地域及び2国際機関が参加。現在では、テロ資金対策についても指導的役割を果たしている。

（注2）2003年6月のG8エビアン・サミットにおいて採択された「テロと闘うための国際的な政治的意思及び能力の向上—G8行動計画」により創設が決定され、その主たる目的は、テロ対策のためのキャパシティ・ビルディング支援に関する要請の分析や需要の優先付け及びこれらの被援助国におけるCTAGメンバーによる調整会合の開催。2007年12月までに計13回開催されている。

な分野でテロを予防・根絶するための多国間協力が進められている。

地域レベルでは、5月、シンガポールにて、日本、シンガポールとロシアの共同議長により第5回「テロ対策及び国境を越える犯罪に関するARF会期間会合（ISM）」が開催された。ASEMでは、日本は5月にASEM第5回テロ対策会議を東京において主催し、過激化への対処、テロ対処能力の向上、国連や地域テロ対策機関との連携と

いった課題をとりあげ、その成果を、国際社会へのメッセージとして発出した。9月のシドニーでの第15回APEC首脳会議で採択された共同声明においては、テロ及び大量破壊兵器の拡散は、自由で開かれ、かつ繁栄したエコノミーというAPECの展望に対する挑戦であり、テロ集団の解体、テロ集団からの経済・金融システムの保護といったメンバー・エコノミーの責務につき再確認がなされた。

## (2) 日本のテロ対策の取組

### イ 旧テロ対策特別措置法<sup>(注3)</sup>に基づく取組

2001年の9.11同時多発テロを受けて、米国や英国をはじめとする諸外国は、「不朽の自由」作戦（OEF：Operation Enduring Freedom）<sup>(注4)</sup>の下、アフガニスタン国内においてアル・カーイダ等のテロリスト掃討作戦を行い、また、インド洋において海上阻止活動（OEF-MIO）を行ってきている。日本は、2001年12月以降、旧テロ対策特別措置法に基づく協力支援活動として、このOEFの下での活動に参加する各国艦船に対し、海上自衛隊による補給支援を実施してきた<sup>(注5)</sup>。

海上阻止活動とは、テロリストの移動や武器、麻薬などの関連物資の移動を阻止し、抑止するために、インド洋を航行する不審船舶等に対し無線照会や乗船検査等を行う活動<sup>(注6)</sup>であり、テロリストにこの海域を自由にさせないために極めて重要な役割を果たしてきた。この活動がテロリストや関連物資の移動、資金調達などの制約要因になることによって、アフガニスタンの治

安・テロ対策や復興支援の円滑な実施を下支えしている。また、この海上阻止活動は、結果としてインド洋における海上交通の安全の確保にも貢献している。海上自衛隊による補給支援は、諸外国の軍隊等がこのような海上阻止活動を行うための重要な基盤となるとともに、この活動に参加する諸外国の軍隊等の作戦効率に大きく寄与してきたが、2007年11月1日、旧テロ対策特措法の失効に伴い、6年にわたる活動を一時的に中断した。

アフガニスタン、パキスタン等各国や国連からは様々な機会に日本の活動に対して、評価や謝意が示されるとともに、早期の活動再開に強い期待が寄せられた。また、9月19日に採択された国連安保理決議第1776号は、海上阻止の要素を含むOEFへの多くの国の貢献を評価し、OEFを含む持続的な国際的努力の必要性を強調しているが、これは、海上阻止活動に対する日本の補給支援についても評価し、その継続の必要性を表明したものと受けとめている。

(注3) 2001年9月11日の米国同時多発テロが国連安保理決議第1368号で「国際の平和と安全に対する脅威」と認められたことなどを踏まえ、日本が国際的なテロの防止・根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与することを目的として制定。2001年10月29日成立、11月2日に公布・施行。

(注4) 米国、英国等が、2001年9月11日の米国同時多発テロに関与したとされたアル・カーイダ及びそれを支援しているタリバーン政権に対して、米国等への更なる攻撃を防止し、阻止するための活動として開始。2001年10月7日、アフガニスタンにあるアル・カーイダのテロリストの訓練施設やタリバーンの軍事施設への攻撃等の行動を開始した。

(注5) 米国(7隻)、英国(2隻)、ドイツ(1隻)、フランス(1隻)、パキスタン(1隻)、カナダ(1隻)及びニュージーランド(0隻)が参加している(2007年10月調査に基づく。ただし、ニュージーランドは2008年に再派遣予定)。

(注6) 2001年12月から2007年10月までの間に、艦船用燃料については、計794回、約49万キロリットル、艦艇搭載ヘリコプター用燃料については、計67回、約990キロリットル、水については、計128回、約6,930トンの補給を、計11か国(米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、カナダ、ニュージーランド、ギンシャ、パキスタン)の艦船に実施した。

ロ 補給支援特別措置法案

「テロとの闘い」における国際社会の様々な努力の中核であるアフガニスタンでは、約40か国もの国々が部隊を派遣し、尊い犠牲を出しながら活動している。国際社会において国益を実現するためには、まず国際的な責任を果たすことが不可欠である。日本は憲法上の制約を抱えるが、湾岸戦争以来15年かけて積み上げてきた努力で勝ち得た国際社会の信頼の重みも十分に考える必要がある。

政府は、日本がテロの根絶に向けた国際社会の連帯において引き続き責任を果たしていくためには補給活動の継続が必要と考え、10月17日にテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案を閣議決定し、国会に提出した。2008年1月、同法案は約100時間に上る国会での審議を経て可決され、海上自衛隊の艦船は再びインド洋に向けて出航した。日本は引き続きこの補給支援活動を通じ、「テロとの闘い」に積極的に貢献していく。

日本の補給支援特措法成立に対する各国の評価

 アフガニスタン	<p>▶ <b>アミン在京大使</b> 本日のテロ対策法可決による日本の対テロ作戦への復帰の決定は、国際社会、対テロ連合及びアフガニスタン国民に対する力強い希望のメッセージである。日本政府に感謝しつつ、アフガニスタン政府及び国民は、この対テロ任務が、「テロとの闘い」における国際社会の連帯をより一層強化すると信じている。 (2008年1月11日、在京大使館発プレス・リリース)</p>	 パキスタン	<p>▶ <b>ニザール・メモン情報・放送担当連邦大臣</b> 日本は、パキスタンにとって偉大な友好国、支援国である。本日は、その日本において、旧テロ特措法の内容を引き継ぐ新法が成立したという素晴らしいニュースを伺った。本法によって可能となる日本からの給油、給水は、「テロとの闘い」において多大な支援となり、両国の協力は引き続き促進されていくだろう。 (2008年1月11日、外交ルート)</p>
 オーストラリア	<p>▶ <b>スミス外相</b> 自衛隊がアフガニスタンでのコアリションの活動を支援する重要な海上補給を再開するための法的基盤となる「新テロ対策特措法」を成立させた日本の決断を歓迎する。 (2008年1月12日、メディアリリース)</p>	 アラブ首長国連邦	<p>▶ <b>アブドゥラー外相</b> 日本の国会で補給支援特別措置法が可決され、今般自衛隊艦隊による給油活動が再開されることになったことを、我が国として非常に嬉しく受けとめている。 (2008年1月17日、外交ルート)</p>
 カナダ	<p>▶ <b>ベルニエ外相</b> 日本のインド洋での補給活動再開を歓迎する。日本のインド洋での支援に感謝している。補給活動の再開は、特にアフガニスタンを含む地域の安全を強化することにつながるだろう。 (2008年1月11日、プレス・リリース)</p>	 英国	<p>▶ <b>マロック・ブラウン外務省閣外大臣</b> 日本がインド洋における補給支援活動を再開させる新法を制定したことに感謝している。いろいろと難しい状況の中、日本政府がこれを実現されたことに改めて感謝し、ご尽力を高く評価している。 (2008年1月17日、高村外務大臣との会談)</p>
 フランス	<p>▶ <b>アンドレアニ外務・欧州問題省報道官</b> 我々は、インド洋における日本の海上自衛隊による任務再開を喜ばしく思う。この任務は、不朽の自由作戦(OEF)における仏船舶を含む諸船舶への燃料供給にとって必須の役割を担っている。したがって、我々は給油活動ができる限り早期に再開できることを期待する。 (2008年1月11日、記者会見)</p>	 米国	<p>▶ <b>ケーシー國務省副報道官</b> 我々は、日本政府が、この非常に重要な支援を再開する旨の決断を行ったことを歓迎する。我々は、同法案を(採択に向けて)進捗させるためになされた努力に感謝する。我々は、日本政府及び自衛隊と共に我々の任務を継続することを楽しみにしている。 (2008年1月11日、國務省定例記者会見)</p>
 インド	<p>▶ <b>ムカジー外相</b> 「テロとの闘い」に向けて日本が断固とした決意をもって貢献しようとしていることを評価する。「テロとの闘い」はインドにとっても重要課題であり、地域の平和と安定のため、日本を含む国際社会と協力していきたい。 (2008年1月11日、高村外務大臣との電話会談)</p>	 国際連合	<p>▶ <b>潘基文事務総長</b> NATO主導のISAFその他の国際部隊のオペレーションを支援する活動を再開するとの、2008年1月11日の日本政府の決定を歓迎する。この活動は、アフガニスタンの治安部隊と共に、アフガニスタン政府にとってアフガニスタン国民に安全と発展をもたらすための助けとなっている。 (2008年1月11日、事務総長声明)</p>



インド洋へ向かう護衛艦「むらさめ」(左)と補給艦「おうみ」(右) (写真提供：防衛省)

## ハ その他（人材育成、キャパシティ・ビルディング（能力向上）など）

国際テロの防止・根絶には、幅広い分野で国際社会が一致団結し、息の長い取組を継続することが重要である。

日本は、G8等におけるテロ対策の議論に積極的に参画している。同時に、テロリストに対する制裁措置を定める国連安保理決議を誠実に履行し、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づいて、ウサマ・ビン・ラーディンやオマルをはじめとするアル・カーイダ、タリバーン関係者などに対し、資産凍結措置を実施している。また、2006年に改正された出入国管理及び難民認定法に基づき、テロリスト等を退去強制措置の対象としている。

国際的なテロ対策協力として、開発途上国などに対するキャパシティ・ビルディング支援を重視しており、東南アジア地域を重点として、政府開発援助（ODA）も活用した支援を継続、強化している。具体的には、①出入国管理、②航空保安、③港湾・海上保安、④税関協力、⑤輸出管理、⑥法執行協力、⑦テロ資金対策、⑧CBRN（化学、生物、放射性物質、核兵器）テロ対策<sup>（注7）</sup>、⑨テロ防止関連諸条約<sup>（注8）</sup>などの分野で技術協力や機材等の支援を実施している。また、2006年度、開発途上国によるテロ・海賊などの治安対策への支援を一層強化することを目的として新設したテロ対策等治安無償資金協力の枠組みを通じて、7月にフィリピンの海上保安通信システムのための無償資金協力を決定し、交換公文

（E/N）を署名した。さらに2008年1月、マレーシアの海上能力を強化するための無償資金協力を決定し、交換公文（E/N）を署名した。テロ対策に関し、関係国・機関とテロ情勢やテロ対策協力について協議・意見交換を行っており、ASEANとの間では、9月にクアラルンプールで第2回日・ASEANテロ対策対話<sup>（注9）</sup>を開催した。このほか、4月にイスラマバードにおいてパキスタンと初の二国間テロ協議を行い、6月にシドニーで日米豪テロ対策協議を、12月にはインドとの第2回日印テロ協議をニューデリーで行った。

核物質や放射線源を用いたテロ（核テロ）は、2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、国際社会全体として取り組むべき新たな課題として注目されている。核テロを防止するための核セキュリティ強化については、国際原子力機関（IAEA）や国連等を中心に様々な取組が行われており、日本も、核物質等テロ行為防止特別基金<sup>（注10）</sup>への拠出、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GI）」<sup>（注11）</sup>への参加等を通じ、積極的に貢献している。加えて、二国間の枠組みにおいても、4月、カザフスタンの冶金工場等に対し、総額5億円をめぐとした核セキュリティ向上のための協力を決定するなど、支援を行っている。また、日本は、8月に国際的な核によるテロ防止に資する「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」<sup>（注12）</sup>を締結した。

（注7） 2007年7月には、マレーシア政府と共催により、東南アジア地域テロ対策センター（クアラルンプール）において、「化学・生物テロの事前対処及び危機管理セミナー」を開催。ASEAN各国、中国及び韓国の生物テロ対策の担当者等39名を対象とし、日本をはじめ、米国、オーストラリア及び世界保健機関（WHO）等の各専門家による、テロの脅威の評価及び化学・生物テロ発生後の適切な対処等の講義を実施し、関係諸機関を見学するとともに、生物テロが疑われる状況に際しての課題の把握・対応策につき机上演習を実施した。

（注8） 13本のテロ防止関連条約については、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku\\_04.html/](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku_04.html/)を参照。また、日本は13本すべてのテロ防止関連条約を締結している。

（注9） 2005年12月の日・ASEAN首脳会議での合意を受け、ASEAN全体との間でテロ対策を正面からとりあげ、協力の方途について意見交換を行うことを目的として、第1回日・ASEANテロ対策対話を2006年6月に東京にて開催。第2回対話においては、第1回対話において特定された優先協力分野における日・ASEAN間の具体的な協力につき協議が行われた。

（注10） 米国同時多発テロを受け、2002年、IAEAが核テロ対策を支援するため設立した基金。

（注11） 2006年、米国、ロシアの両大統領が、国際安全保障上の最も危険な挑戦の一つである核テロリズムの脅威に国際的に対抗していくことを目的として提唱。参加国は、核テロ対処能力を強化するためのセミナー、ワークショップなどを提案し、他の参加国の協力を得て実施している。2007年12月現在、64か国が参加。

（注12） 核によるテロ行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロ行為の防止並びに同行為の容疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置をとるための国際協力を強化することを目的とした条約。1997年に条約作成交渉が開始。2005年4月、国連総会で採択され、2007年7月、22か国の締結を得て発効した。日本については、9月に効力を生じた。

## 2007年に発生したテロ事件の例

2月18日

## インド・ニューデリー北部における列車爆弾テロ事件

インド・ニューデリー北部において、デリー発パキスタン国境行き国際列車が爆弾によって爆破され、68名が死亡、50名以上が負傷した。

4月11日

## アルジェリア・アルジェにおける同時爆弾テロ事件

アルジェリアの首都アルジェ市中心部の首相府及びアルジェ県東部の地区にある警察署に対する爆弾テロ事件が発生し、30名が死亡、330名が負傷した。

6月29日、30日

## 英国・ロンドンにおける車両内の爆発物発見及びグラスゴー空港における車両テロ事件

地元警察はロンドン中心部において爆発物を積んだ車両を発見。爆発物は警察により処理され、被害はなかった。翌30日、スコットランドのグラスゴー空港の施設に車両が突入し、炎上した。

7月2日

## イエメン・マアリブにおける自動車爆弾テロ事件

イエメン中部のマアリブの西郊にある観光名所ビルキス神殿付近で、自動車爆弾を用いた自爆テロ事件が発生し、スペイン人観光客7名とイエメン人2名の計9名が死亡した。

7月17日

## パキスタン・イスラマバードにおける自爆テロ事件

パキスタンの首都イスラマバード市における政治集会にオートバイによる自爆テロ事件が発生し、一般住民など15名が死亡、44名が負傷した。

7月27日

## パキスタン・イスラマバードにおける自爆テロ事件

パキスタンの首都イスラマバード市内のアブパラ・マーケット内にあるムザファラ・ホテルで自爆テロ事件が発生し、警察官を中心に14名が死亡、60名以上が負傷した。

8月25日

## インド・ハイデラバードにおける爆破テロ事件

インドのハイデラバードにおける娯楽施設及びレストランでほぼ連続して爆弾テロ事件が発生し、42名が死亡、50名以上が負傷した。

9月6日

## アルジェリア・バトナにおける大統領暗殺未遂テロ事件

アルジェリアのバトナ県バトナ市でブーテフリカ大統領の一行をねらった自爆テロ事件が発生し、23名が死亡、114名が負傷した。同事件に関連して、2006年9月にアル・カーイダへの合流が発表された「イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ」が犯行声明を發出。

9月8日

## アルジェリア・デリスにおける自動車爆弾テロ事件

アルジェリア北東部のデリスで自動車爆弾テロ事件が発生し、約80名が死亡、約50名が負傷した。同じく、「イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ」が犯行声明を發出。

10月19日

## パキスタン・カラチにおける同時爆弾テロ事件

パキスタン・カラチにおいて、亡命生活を終え帰国したベナジール・ブットー元首相を迎える群衆の中を移動していた同元首相の乗る車両付近で、2度の爆発が連続して発生し、139名が死亡、550名以上が負傷した。

12月11日

## アルジェリア・アルジェにおける同時爆弾テロ事件

アルジェリア・アルジェ市内にあるアルジェリア最高裁判所付近及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）付近でほぼ同時に爆発が発生し、国連職員12名を含む37名が死亡、170名以上が負傷した。

12月27日

## ブットー・パキスタン元首相の暗殺テロ事件

パキスタンの首都イスラマバード市に隣接するラワルピンディー市で行われていた政治集会場でテロ事件が発生。ブットー・パキスタン元首相は病院に搬送されたがまもなく死亡したほか、20名以上が死亡、多数が負傷した。



アルジェリアの首都アルジェにおける連続爆弾テロ事件（12月11日 写真提供：AFP＝時事）

### 3. 国際組織犯罪対策

#### 【総論】

グローバル化や情報通信の高度化、人の移動の拡大等に伴い、人身取引、薬物犯罪、サイバー犯罪、資金洗浄（マネー・ロンダリング）等の国境を越える組織犯罪（国際組織犯罪）が一層深刻化しており、的確な対処のため、国連、G8、金融活動作業部会

（FATF）<sup>（注1）</sup>等において、精力的な取組がなされている。国際組織犯罪は国民の安全・安心の確保に直結する問題であり、日本も国際社会と一致して対処する必要があることから、国際的な取組に積極的に参画している。

#### 【各論】

##### （1）国際組織犯罪

日本は、国際的な組織犯罪を防止し、これと闘うための協力を促進する国際的な法的枠組みである国際組織犯罪防止条約及びその補足議定書の締結に向けて国内法整備を進めている。

人身取引については、日本は、2004年に策定された人身取引対策行動計画<sup>（注2）</sup>に基づき、関係省庁との協力の下、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護に向けた様々な施策を鋭意推進している。また、日本とタイの間の人身取引対策協議のための日・タイ共同タスクフォース第2回会合（9月、於：東京）の開催や、被害者の安全な帰国及び帰国後の支援のための国際移住機関（IOM）による「トラフィッキング被害者帰国支援事業」への拠出など、日本は国際社会と協力して人身取引撲滅のための取組を行っている。

公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等、腐敗に関する問題は、持続的な発展や法の支配を危うくする要因となっている。2006年6月、このような問題に有効に対処するための措置や国際協力等について規定する国連腐敗防止条約を締結することにつき国会の承認を得た。

国連犯罪防止刑事司法委員会は、経済社

会理事会の機能委員会として犯罪防止・刑事司法分野における政策形成の中心機関として活動している。1992年の同委員会の発足以来連続して委員国に選出されている日本は、4月に開催された同委員会において、13本の決議案及び2本の決定案の審議・採択に貢献した。

また、2007年度には国連事務局として不正薬物、犯罪、テロの問題に包括的に取り組んでいる国連薬物犯罪事務所（UNODC）に対して、日本は、その国連薬物統制計画基金に約195万米ドルを、また、犯罪防止刑事司法基金に9万6千米ドルをそれぞれ拠出し、その活動を支援した。

G8の枠組みにおいては、刑事法制から具体的捜査手法に至るまで、実務的な観点から専門家レベルで幅広い討議を重ね、日本もこれに積極的に参加した。これらの議論の成果は5月に開催されたG8司法内務閣僚会合において報告された。

一方、情報技術の急速な発展・普及に伴って深刻化したサイバー犯罪に対する国際協力のため、2001年に採択されたサイバー犯罪条約についても、2004年4月、この条約を締結することにつき国会の承認を得ており、締結に向けて国内法整備が進められ

（注1） FATFについては、本節2.「テロとの闘い」への取組（P.111）（注1）を参照。

（注2） 2004年4月に内閣に設置された人身取引に関する関係省庁連絡会議において策定されたもの。出入国管理強化を含む人身取引の防止、刑法改正及び取締り強化による人身取引加害者の処罰、シェルターにおける被害者の保護等の被害者保護を中心に、包括的な施策が盛り込まれている。

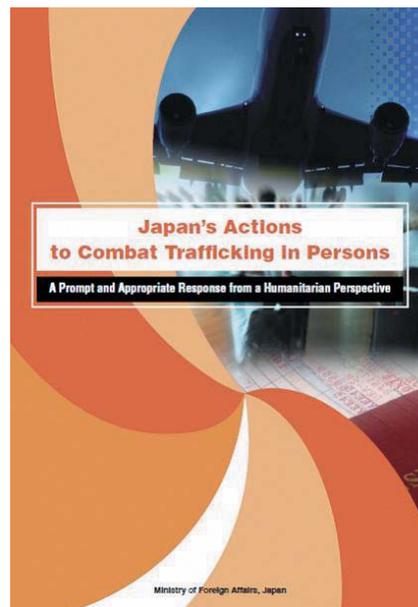
ている。

資金洗浄及びテロ資金対策については、国際的な枠組みであるFATFにおいて国際的基準の策定や対策実施状況の監視、取組が不十分な国に対する是正要請などの活動が行われており、これに日本も積極的に貢

献している。FATFは、10月にこの分野でのイランの取組について懸念する声明を発売したほか、大量破壊兵器の拡散資金供与の防止など、新たな視点からの対策についても議論を進めている。



人身取引問題に関する日・タイ共同タスクフォース第2回会合  
(9月25日、東京)



人身取引対策に関する英語版広報パンフレット(外務省)

## (2) 薬物

国連麻薬委員会は、経済社会理事会の機能委員会として薬物関連諸条約履行を監視し、薬物情勢を分析して統制強化に関する勧告を行う等、薬物政策形成の中心機関として活動している。1961年以降連続して委員国に選出されている日本は、3月に開催された同委員会において、薬物取締機関による情報収集活動等の捜査活動や、薬物情勢の分析に資する薬物分類及び成分分析の活用を促す決議案を提出し、コンセンサス(全会一致)採択に導いた。

また、日本は、国連薬物統制計画基金に拠出した約195万米ドルを、タイ、ミャン

マー、ラオス、ベトナム、カンボジア、中国での国境における薬物取締強化プロジェクト(約23万米ドル)、東アジア地域における前駆物質規制プロジェクト(約7万8千米ドル)等の薬物対策のプロジェクトの支援に充てた。

ダブリン・グループ会合<sup>(注3)</sup>においては、2006年から、角茂樹ウィーン代表部大使が議長を務めているほか、中国及び東南アジア地域のミニ・ダブリン・グループ会合においても、日本がオーストラリアと隔年交代で議長を務め、薬物分野の援助に係る国際的な政策調整に貢献をしている。

(注3) ダブリン・グループ: 主要先進国で薬物関連援助政策等につき相互理解を深め、政策の調整を図ることを目的として、1990年6月、ダブリンにおいて発足した。日本、米国、カナダ、オーストラリア、ノルウェー、EU25か国及びUNODCが参加し、ブリュッセルで年2回の全体会合を開いている。また、約70か国の主要な薬物生産国において、ダブリン・グループ参加国の大使館レベルで、ミニ・ダブリン・グループとして同様の協議が催されている。

## 4. 地域安全保障

### 【総論】

アジア太平洋地域では、政治・経済体制や文化・民族の多様性等を背景として、欧州における北大西洋条約機構(NATO)のような多国間による集団防衛的な安全保障機構は発達せず、米国を中核とした二国間の安全保障取極の積み重ねを基軸として地域の安定が維持されてきた。日本は、自国を取り巻く安定した安全保障環境を実現し、アジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、この地域における米国の存在と関与を前提としつつ、二国間及び多国間の対話の

枠組みを重層的に整備し、強化していくことが現実的で適切な方策であると考えている。

二国間の枠組みとして、日本は、近隣諸国等との間で、安全保障に関する対話や防衛交流を行い、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努めている。

また、多国間の枠組みとして、日本はアジア太平洋地域の主要国が参加する全域的な政治・安全保障の枠組みであるASEAN地域フォーラム(ARF)を活用している。

### 【各論】

#### (1) ASEAN地域フォーラム(ARF)の概要

ARFは、①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実という3段階のアプローチを設定して漸進的な進展を目指している。これまでの会合を通じて、参加国自身を当事者とする問題(朝鮮半島情勢、ミャンマー情勢等)を含めて、率直に意見交換する慣習が生まれつつある。また、参加国が地域の安全保障に関する自国の情勢認識等を作成して、ARF議長国がとりまとめる「年次安全保障概観(ASO: Annual Security Outlook)」の刊行やテロ対策等の各種会合の開催などの具体的な取組を通じ、参加国間の信頼関係の醸成に大きく貢献している。第2段階である予防外交の進展についても具体的な取組に向けて議論されており、ARFはアジア太平洋地域における政治・安全保障に関する唯一の政府間対話と協力の場として、緩やかではあるが着実に進展している。

8月に行われた第14回閣僚会合(於: マニラ)では、27番目のメンバーとしてスリランカが新たに参加した。また、議長声明において、朝鮮半島の非核化がアジア太平

洋地域の平和と安定の維持のために極めて重要であることが強調された。また、国際テロの予防・抑止・撲滅、海上の安全、大量破壊兵器等の拡散問題、災害救援等に協力して取り組むことの重要性等が確認され、「異文明間の対話の促進に関するARF声明」、「国連安保理決議第1540号<sup>(注1)</sup>の各国の国内実施支援に関するARF声明」、「災害救援協力に関するARF一般ガイドライン」等が採択された。



第14回ARF閣僚会合に出席する麻生外務大臣  
(8月2日、フィリピン・マニラ)

(注1) 非国家主体への大量破壊兵器等の拡散を防止することを目的としており、その内容は、すべての国連加盟国に、大量破壊兵器等の拡散を禁ずるための法的措置をとり、厳格な輸出管理を制定することなどを求めるもの。

ASEAN地域フォーラム (ARF)

1. 目的・特色

- 1994年から開始されたアジア太平洋地域における政治・安全保障分野を対象とする全域的な対話のフォーラム。ASEANを中核としている。
- 政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、地域の安全保障環境を向上させることを目的とする。外交当局と国防・軍事当局の双方の代表が出席。
- 毎年夏に開催される閣僚会合(外相会合)を中心とする一連の会議の連続体。
- コンセンサスを原則とし、自由な意見交換を重視する。
- ①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実という3段階のアプローチを設定して漸進的な進展を目指している。

2. 参加国・機関

ASEAN10か国(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポール、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア)、日本、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、北朝鮮、中国、ロシア、パプアニューギニア、インド、モンゴル、パキスタン、東ティモール、バングラデシュ、スリランカの26か国及びEU(EU加盟国が個々には参加せず、EU議長国、欧州委員会等がEU代表として諸活動に参加)。

3. 現在までの経緯

- 1991年7月、ASEAN拡大外相会議(ASEAN・PMC)  
中山太郎外務大臣より、PMCの場を活用して政治対話を開始すること及び同対話を効果的なものとするための高級事務レベル会合を設置することを提案(いわゆる「中山提案」)。
- 1993年7月、ASEAN・PMC  
1994年から開始されるARFに中国、ロシア等5か国を参加させることに合意。
- 1994年7月、第1回ARF閣僚会合(於:タイ)  
ARFメンバーである18か国・機関の外相等が出席し、アジア太平洋地域の安全保障情勢等につき意見交換。
- 1995年8月、第2回ARF閣僚会合(於:ブルネイ)  
ARFの中期的アプローチとして、①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実という3段階に沿って漸進的に進めること、当面は信頼醸成措置を重視することに合意。
- 2001年7月、第8回ARF閣僚会合(於:ベトナム)  
予防外交について、予防外交の概念と原則、ARF議長への役割の強化、専門家・賢人登録制度に関する3つのペーパーを採択。
- 2002年7月、第9回ARF閣僚会合(於:ブルネイ)
  - ・テロ対策に継続して取り組むことが確認されるとともに、テロ対策に関する会期間会合の設置を承認。
  - ・国防・軍事関係者の関与の強化や、ASEAN事務局を通じてARF議長への支援の強化を含む9つの提言を採択。
  - ・閣僚会合に先立って、ARF国防・軍事当局者会合を初めて開催。
- 2004年7月、第11回ARF閣僚会合(於:インドネシア)  
ハイレベルの軍及び政府関係者による「ARF安全保障政策会議(ASPC)」の開催を決定(第1回会議は、2004年11月に中国で開催、第2回会議は、2005年5月にラオスで開催)。
- 2006年7月、第13回ARF閣僚会合(於:マレーシア)  
北朝鮮が、2006年7月5日にミサイルの発射実験を行ったことに懸念を表明するとともに、関係するすべての当事者に対し、前提条件なく六者会合を再開するよう求めた。
- 2007年8月、第14回ARF閣僚会合(於:フィリピン)  
朝鮮半島の非核化が、アジア太平洋地域の平和と安定の維持のために極めて重要であることを強調。

(2) ARFの将来の方向性

ARFは「信頼醸成」から「予防外交」の段階に緩やかに前進しているが、ARFが予防外交に本格的に取り組むためにはARFの機能強化が重要であることが各国

から指摘されている。このような問題意識から、ARF議長への役割強化のため、第14回ARF閣僚会合においては「ARF議長フレンズ<sup>(注2)</sup>の付託事項」が採択された。

ARFの3段階アプローチ



(注2) ARF議長フレンズ: 特定の案件につき、議長国を他の特定国が補佐する仕組み。

## 5. 国 連

### 【総 論】

国際連合（国連）は、唯一の普遍的かつ包括的な国際機関であり、その目的は、総会や安全保障理事会（安保理）をはじめとする諸機関の活動を通じ、国際の平和と安全を維持し、諸国間の友好関係を発展させ、経済的、社会的、文化的、人道的な問題の解決や人権の促進に関する国際協力を達成することにある。今日の国際社会は、気候変動、テロ、大量破壊兵器の拡散、貧困、感染症等、個別の国家・地域のみでは対応が困難な多くの課題に直面しており、国連の役割は以前にも増して重要となっている。

このような中で、1月に就任した潘基文<sup>パン・キムン</sup>国連事務総長（元韓国外交通商部長官）は、国連が抱える国際的課題に対して、より効果的に対処すべく、国連事務局の改編・強

化に努めるとともに、中東・アフリカ地域をはじめとする紛争の解決や気候変動問題等にも精力的に取り組んでいる。

高村外務大臣は、就任直後の9月に行われた第62回国連総会一般討論において演説し、気候変動やアフリカをはじめとする国際社会の諸課題に、日本と国連が緊密に協力して取り組む重要性に言及し、こうした課題に国連が効果的に対処するためには、安保理改革をはじめとする国連改革が必要であることを訴えた。さらに、高村外務大臣は潘事務総長と会談し、日本と国連の関係を更に深めていくことで一致した。

また、第62回国連総会の際に、森喜朗総理大臣特使及び町村外務大臣もニューヨークを訪問し、それぞれ潘事務総長と会談を行ったほか、8月には、正式就任を控えたスルジャン・ケリム第62回国連総会議長（元マケドニア外相）を日本に招聘するなど、日本と国連の協働に向けたハイレベルでの対話を行っている。

日本は、今後とも、国際協調を外交の主要な柱の一つに位置付け、国連を通じた積極的な外交を展開するとともに、財政的・人的貢献を行っていく。また、日本は、引き続き安保理改革の早期実現及び常任理事国入りを目指す考えである。



潘基文国連事務総長（右）との会談に臨む高村外務大臣（左）  
（9月28日、米国・ニューヨーク）

### 【各 論】

#### (1) 安全保障理事会

安保理は、国連憲章上、国際の平和と安全の維持に関し、主要な責任を負うとされており、常任理事国5か国と、地域別に選出される任期2年の非常任理事国10か国により構成されている。その具体的任務は、特に冷戦の終結以降、国際の平和と安全の維持のため、①国連平和維持活動（PKO）の設立、②多国籍軍の承認、③テロ対策委員会、不拡散に関する委員会の設立、④制

裁措置の決定等多岐にわたっており、PKOについても停戦監視等を中心とした活動（ゴラン高原等）から、民主的統治、復興等の平和構築を含む活動（東ティモール等）までその任務を拡大している。また、大量破壊兵器の拡散、テロ等の新たな脅威に有効に対処するために安保理の機能強化が求められている。

## (2) 安保理改革

今日、国際社会は平和と安全に対する様々な脅威に直面しており、国連において平和と安全の維持を主要な任務とする安保理は、一層重要な役割を果たすことが期待されている。安保理が活動範囲を拡大し、かつ新たな課題に直面する中で効果的に行動するためには、国際の平和と安全の維持に主要な責任を担う意思と能力を有する国が安保理の決定に常時関与するような形で安保理の構成を改革すべきであるという認識は、今や多くの国々の間で共有されている。また、安保理の構成は、国連発足後60年以上の間、基本的には変化していない。このため、今日の世界の実情を反映し、21世紀の課題に効果的に対応するためにも安保理を改革する必要がある。安保理改革は、日本だけでなく、全世界の喫緊の課題である。

日本にとって安保理改革と日本の常任理事国入りは、国連外交の最も重要な課題である。2007年1月の安倍総理大臣による第166回国会における施政方針演説及び福田総理大臣による同年10月の第168回国会における所信表明演説においても、その旨言及されている。

日本は常任理事国となることにより、主要な国際問題に関する意思決定過程に深く、恒常的にかかわることが可能となる。例えば、日本は2005年から2006年末まで安保理非常任理事国を務めたが、この間、2006年の北朝鮮によるミサイル発射及び核実験実施発表を受け、安保理決議の早期採択を主導することができた。また、日本は、アフガニスタン問題や東ティモールに関し、安保理決議の採択を主導した。

こうした主要な国際問題への主体的な取組は、安保理に議席を有することで初めて可能となるものである。常任理事国であれば、日本の立場の表明を通じて、国益を恒常的かつ効果的に実現するとともに、様々な情報を入手することが可能となる。

また、日本はこれまでも、気候変動、軍

縮・不拡散、平和の定着、人間の安全保障、開発等様々な面で国際社会に貢献してきており、さらに、国連分担金の世界第2位の拠出国として、財政面における国連への貢献も極めて大きい。常任理事国となることにより、日本は、これらの貢献にふさわしい地位及び発言力を得ることが可能となる。

この安保理改革を実現するために、日本は、2005年にドイツ、インド、ブラジルと共同でG4（日本及びこれら3か国を合わせG4と称される）枠組み決議案を国連総会に提出したが、同決議案は投票に付されることなく廃案となり、具体的な結果に結び付かなかった。しかし、この取組により、国連の全加盟国を巻き込んだ具体的な改革論議が喚起され、安保理改革に向けた機運が高まった結果、安保理改革の早期実現が国連改革全体にとって不可欠であることが加盟国の共通認識となった。

2007年の安保理改革の実現に向けた動きとして、日本は、1月に安倍総理大臣、麻生外務大臣がそれぞれ欧州4か国（総理大臣：英国、ドイツ、ベルギー、フランス／外務大臣：ルーマニア、ブルガリア、ハンガリー、スロバキア）を訪問し、安保理改革の早期実現の必要性について各国と認識の共有を図るとともに、これらの国々から日本の常任理事国入りに対する支持を改めて取付けた。米国との間では、4月及び11月に行われた首脳会談の中で、ブッシュ大統領より日本の常任理事国入りへの支持が再確認された。また、中国とは4月及び12月に首脳会談を行い、12月の首脳会談では、温家宝<sup>おん か ほう</sup>総理より、「日本の国連における地位と役割を重視しており、日本が世界の平和と安定のためより多くの貢献を行うことを望んでいる」旨発言があった。同月には外相会談も行った。さらに、日本は、ロシア及び英国とは5月に外相会談、ドイツとは8月に首脳会談を行った際にも本件をとりあげるなど、多くの国との首脳会談、外

相会談をはじめとして、あらゆる機会をとらえて、安保理改革の早期実現の必要性和改革推進へ向けた日本の意志を各国に示し理解と支持を訴えている。

### イ 第61回国連総会会期（～2007年9月）における動き

国連においては、2月に、ハリーファ第61回国連総会議長（元バーレーン王宮法律顧問）が、自らのイニシアティブにより、安保理改革の論点を5分野<sup>(注1)</sup>に分けた上で5か国の国連大使を各分野の調整者（facilitator）に任命し、分野ごとに非公式会合を開催する「調整者プロセス」を立ち上げた。この「調整者プロセス」の開始により、安保理改革に向けた協議プロセス設置の機運が生じた。4月には、5つのテーマごとに開催された非公式協議の結果を踏まえ、調整者から総会議長へ報告書が提出された。同報告書は、安保理改革なくして国連改革はあり得ず、また、現状維持は加盟国の大多数によって受け入れられないものであることを確認した上で、今後の協議の進め方について、多くの加盟国が主張する常任・非常任議席双方の拡大の考え方に加え、いわゆる「中間案」の考え方にも言及する等、幾つかの検討材料を提供した。

4月の調整者による報告書を踏まえて、5月には、安保理改革に関する作業部会（OEWG：Open-ended Working Group）が開催された。日本の大島賢三国連大使は、安保理改革なくして国連改革はあり得ないという認識を再確認するとともに、安保理改革は一般的な議論の段階は終わり、今や交渉の段階であること、日本はこれまでも加盟国から幅広い支持を得られる案を見出すよう努力しており、柔軟性をもって交渉に関与していくことを表明した。その後、同報告書の発出を受けて、5月に新たに2

名の調整役が任命され、改革の進め方について加盟国の意見を聴取した上で、6月に総会議長に報告書が提出された。調整役の報告書は、安保理改革の早期実現の重要性を確認しつつ、4月の調整者報告書で言及された様々な考え方のうち、中間案にも触れつつ、国連加盟国に対して今後の検討材料を提供した<sup>(注2)</sup>。

7月には改めてOEWGが開催され、6月の調整役報告書に基づき議論が行われた。日本からは大島国連大使が、常任・非常任双方の議席の拡大を通じて早期改革の実現を引き続き目指すこと、国連加盟国は次期国連総会会期中に行動し成果を出すべきこと等の呼びかけを行った。

その後、9月には、第61回国連総会の会期終了に当たり、その間のプロセスをまとめるとともに、直後の第62回国連総会会期において具体的な成果を達成する目標を掲げた報告書が無投票で採択された。それに先立ち、インドやブラジルをはじめとする約30か国が共同提案国となり、政府間交渉の開始の手続きに焦点を当てた決議案を国連総会に提出したが、前述の報告書にその要素がある程度反映されたこと等もあり、同決議案は投票に付されず17日の会期末をもって廃案となった。

### ロ 第62回国連総会会期（2007年9月～）における動き

9月25日から10月3日まで国連総会にて189か国の首脳・外相等が一般討論演説を行い、多くの国が安保理改革に言及した。日本からは高村外務大臣が、常任・非常任双方の議席の拡大を通じて安保理の早期改革を目指すこと、改革の機運の強化の必要性、今次総会会期中に具体的な成果を達成するために、すべての加盟国が協働すべきであることを強く訴えた。また、米国から

(注1) 調整者プロセスにおける安保理改革の5分野とは、①常任・非常任の категория、②拒否権、③地域代表性、④拡大の規模、⑤安保理の作業方法の改善の5つ。

(注2) 安保理改革の暫定的な解決を目的として、常任議席と非常任議席の間の中間カテゴリーを創設する考え方。加盟国間で特定の案につき共通の認識が存在する訳ではないが、6月の報告書では、①レビューが行われるまでの中間的措置の全期間を任期とする議席、②現行の非常任議席（任期2年、再選不可）より長い任期で、再選の可能性のある議席、③現行の非常任議席より長い任期で、再選の可能性がない議席を例示している。

はブッシュ大統領が演説を行い、「日本は安保理常任理事国としての資格を有していると考えており、他の国々も同様に検討されるべきと考える。米国は、すべての良いアイデアに耳を傾ける考えであり、より広い国連改革の一環として安保理を変えることを支持する。」旨述べた。



第62回国連総会で一般討論演説を行う高村外務大臣  
(9月28日、米国・ニューヨーク 写真提供：AFP=時事)

11月には安保理改革に関する総会審議が行われた。日本からは高須幸雄国連大使が、常任・非常任双方の議席拡大を支持し、日本の常任理事国入りを目指すこと、今次総会会期中に具体的な成果を出すべきであり、政府間交渉に積極的かつ柔軟性を持って参加していくとの考えを示した。日本のほか、発言した国の約3分の2が常任・非常任の双方の議席の拡大に賛成する発言を行い、大多数の国が次のステップとして「政府間交渉」に入るべきであることを表明した。

安保理改革は、1993年以来、様々な枠組みで検討されており、改革の必要性については、多くの国が認める一方で、改革を巡る議論が具体化するにつれて、各国の様々な利害・思わくの対立が表面化し、いまだに実現に至っていない複雑かつ困難な課題である。しかし、2005年のG4決議案以降、現在に至る粘り強い継続した議論の結果、安保理改革の実現に向けた機運は維持されている。日本は、引き続き安保理改革の早期実現及び常任理事国入りを目指す考えであり、主要国をはじめ各国と検討を進めるとともに、国連での議論にも積極的に参加していく。

### (3) 2008/2009年度国連予算

#### イ 国連予算

国連の活動を支える予算は、分担金（通常予算、PKO予算、旧ユーゴスラビア及びブルワンダ国際刑事裁判所予算、国連本部庁舎修築計画予算）と各国が政策的に拠出する任意拠出金から構成されている。

2008/2009年度の国連通常予算<sup>(注3)</sup>は、2か年で41.7億米ドルであり、2006/2007年度予算と同水準を維持している。また、安保理が派遣を決定するPKOは単年予算であり、2007年（7月～翌年6月）は67.5億米ドルである。このほか、旧ユーゴスラビ

ア及びブルワンダ国際刑事裁判所の予算が2008/2009年の2か年で6.1億米ドルである。さらに、ニューヨークにある国連本部ビルが老朽化しているため、修築計画のための総計18.8億米ドルの予算が組まれている。

日本は、厳しい財政事情の中で、16.624%（2008年国連通常予算分担金は約3.0億米ドル、2007年国連PKO予算分担金は約10.8億米ドル<sup>(注4)</sup>）と加盟国中2番目の財政貢献を行っており、国連が行財政の観点からもより一層効率的に運営されるよう働きかけを行っている。

(注3) 国連の通常予算年度は1月から翌年12月までの2年間。

(注4) 分担金額は、予算から収入等を差し引いたネット額をベースにすることから、予算金額とは一致しない。

ロ 事務局改編

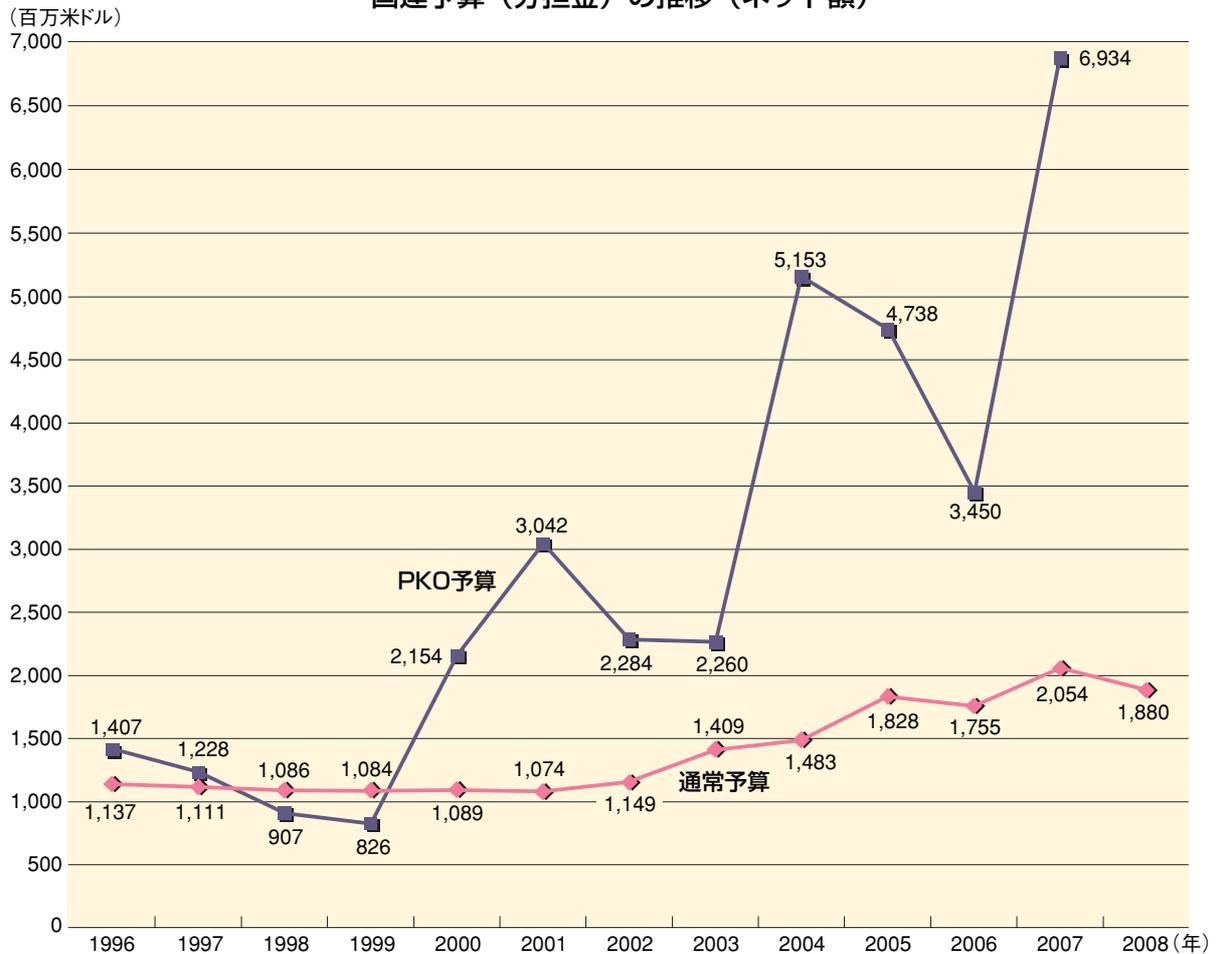
2007年、潘事務総長の就任以降、国連が国際社会の諸問題により適切に対応できるよう改革努力が続けられている。特に同事務総長のイニシアティブにより、拡大するPKO活動を支える国連本部のPKO局が再編・強化され、現場支援のための部局が新設されるとともに、人員の大幅増強が総会

で承認された。

こうした改編に伴い、国連の財政規模が拡大することに関し、加盟国への事務局の説明責任や効果的マネジメントの在り方について更に議論していく必要がある。また、増大する国連の業務の整理が今後の大きな課題となっている。

国連予算の推移

国連予算（分担金）の推移（ネット額）



国連関連機関に対する主要国の任意拠出金と分担金等の比較（2005年）

	拠出金総額 (億米ドル)	分担金総額 (億米ドル)	拠出金+分担金 合計額(シェア)※	国民一人当たり拠出金 +分担金(米ドル)	国民一人当たり GNI(米ドル)
米国	24.98	22.45	47.43 (19.3%)	15.90	43,560
日本	7.88	17.19	25.07 (10.2%)	19.57	38,950
英国	9.02	6.13	15.15 (6.2%)	25.38	37,740
ドイツ	4.18	7.87	12.05 (4.9%)	14.57	34,870
フランス	2.57	6.13	8.70 (3.5%)	14.38	34,600
イタリア	4.33	4.34	8.67 (3.5%)	14.93	30,250
カナダ	5.55	2.60	8.15 (3.3%)	25.22	32,590
中国	0.38	2.03	2.41 (1.0%)	0.18	1,740
ロシア	0.53	1.08	1.61 (0.7%)	1.12	4,460

※シェアは世界全体に占める割合。

出典：国連資料A/61/203, ST/ADM/SER.B/673等

## 6. 平和構築への取組

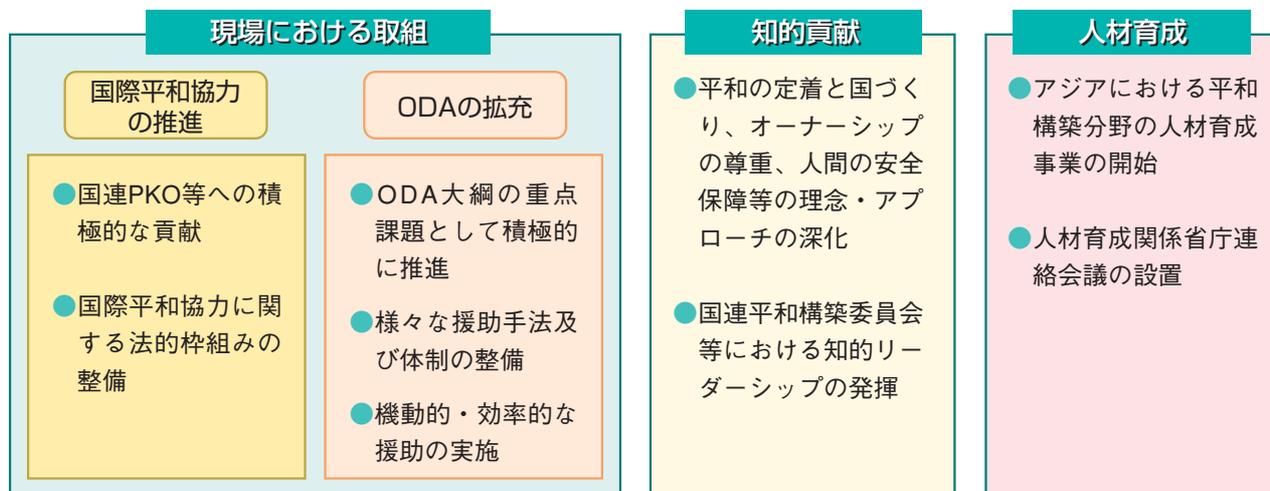
### 【総論】

武力紛争は、国家と国民に多大な惨害をもたらす。平和構築、すなわち、紛争の再発を防ぐことを念頭に置いた、和平プロセスの促進から治安の確保、復興・開発に至る継ぎ目のない取組は、「テロとの闘い」や大量破壊兵器の拡散等の防止などとともに、世界が直面する重大な課題である。こうした中、国連安全保障理事会や国連平和構築委員会をはじめ国際社会の取組は、紛争予防、和平の仲介、平和維持活動、人道支援、行政組織の整備や復興支援といった面で、質・量ともに拡大している。近年のG8サミットでも、平和構築が毎年重要課

題の一つとしてとりあげられている。

国際社会の平和と安定は、日本自身の発展にとって不可欠である。このような考えから、2008年1月、福田総理大臣は、第169回国会における施政方針演説において、世界の平和と発展に貢献する「平和協力国家」として、国際社会において責任ある役割を果たしていく考えを表明した。日本は、平和構築を主要な外交課題の一つとし、国連平和維持活動（PKO）等への貢献、政府開発援助（ODA）を活用した現場における取組、知的貢献及び人材育成を3本柱に、具体的な取組を推進している。

#### 平和構築分野での日本の取組



### 【各論】

#### (1) 現場における取組の強化

##### イ 国連PKO<sup>(注1)</sup>等への人的貢献（2008年2月現在）

2007年に入って新たに2つ（スーダンのダルフル、チャド・中央アフリカ共和国）の国連PKOが設立され、現在世界各地で17の国連PKOが活動中である。ダルフル国連・AU合同ミッション（UNAMID）

は、国連とアフリカ連合（AU）が初めて合同で行うもので、最大約26,000人の要員規模を有し、性格・規模ともに類を見ないPKOとなっており、このように国際社会の平和維持のための取組は強化されてきている。

(注1) United Nations Peacekeeping Operations: UNPKOまたは単にPKOという。PKOとは本来、国連安保理決議または総会決議に基づき、停戦合意の成立後に国連が紛争当事者の間に立って停戦や軍の撤退等を行うことにより、事態の沈静化や紛争の再発防止を図り、紛争当事者による対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした活動である。しかし、現在のPKOはこれらの伝統的な任務に加え、選挙、文民警察、人権、難民帰還の支援から行政能力強化や復興開発までも任務とする複合的なPKOが増加しており、任務の多様化、複雑化の傾向が進んでいる。



国連ネパール政治ミッション（UNMIN）での活動風景（写真提供：UN Photo/UNMIN）

日本は国際平和協力法に基づいて国際平和協力のための様々な活動を行っている。国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）、国連ネパール政治ミッション（UNMIN）の2つの国連ミッションに計51名の要員を派遣している（2008年2月末現在）ほか、2007年4月から7月にかけて、東ティモールにおける大統領選挙及び国民議会選挙に36名の選挙監視要員を派遣した。また、11月にはダルフールで被災民の救援を行っている国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の要請に基づき、毛布やスリーピングマット等の物資協力を行った。さらに、12月には、国連等からの緊急の要請にこたえ、9月に国連安保理が承認した「人道的保護のためのチャド警察（PTPH）」の活動立ち上げのための、約220万米ドルの支援供与を行った。

#### ロ 平和構築に向けたODA支援等の協力

平和構築に向けた取組は、ODA大綱や、「国際協力企画立案本部」が策定した「平成19年度国際協力重点方針・地域別重点課題」<sup>（注2）</sup>において、「平和の構築」が重点課題の一つとして位置付けられている。日本は、紛争の予防や緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進する支援から平和の定着や国づくり支援に至るまで、平和構築支援

#### 国連PKO等への派遣状況

（上位5か国、G8諸国及び近隣アジア諸国）

世界順位	国名	派遣人数
1位	パキスタン	10,603名
2位	バングラデシュ	9,717名
3位	インド	9,316名
4位	ネパール	3,674名
5位	ヨルダン	3,572名
9位	イタリア	2,432名
10位	フランス	1,942名
13位	中華人民共和国	1,819名
19位	ドイツ	1,121名
36位	大韓民国	400名
37位	英国	366名
42位	米国	320名
44位	ロシア	290名
56位	カナダ	157名
82位	日本	38名 <sup>（注）</sup>

（注）日本は、このほか15名の自隊管理要員を派遣している。  
出典：国連ホームページ（2007年10月末現在）

に積極的に取り組んでいる。

イラクについては、2003年10月に表明した最大50億米ドルのイラク復興支援のうち、紛争後のイラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善に重点を置いた15億米ドルの無償資金協力については、既に全使途を決定した。イラクの中期的な復興需要に対する円借款による支援については、最大35億米ドルの支援を実施することを決定し、

（注2）「国際協力企画立案本部」、「平成19年度国際協力重点方針・地域別重点課題」については、第3章第2節4.「国際協力の推進」を参照。

2007年末までに、イラク側との協議や各種調査等を踏まえ、電力、運輸、石油、灌漑等の分野の10案件（総額約21億米ドル）に関する交換公文の署名を行った。また、これら最大50億米ドルの復興支援に加えて、約60億米ドルの債務救済支援を表明し、実施してきている。2007年2月には国づくりに取り組んでいるイラク新政府を支援すべく、約1億米ドルの新規無償資金協力を決定し、11月には約518万米ドルの人道支援を決定した。こうした資金協力との一層の連携を図りつつ、技術協力による人材育成も継続している。

アフガニスタンでは、2002年に発表した「平和の定着」構想に基づき政治プロセス・ガバナンス、治安の維持及び復興の3つの柱を中心に、2006年1月のアフガニス

タンに関するロンドン国際会議で4.5億米ドルの追加支援を表明するなど、これまで総額12億米ドルを超える支援を行ってきている。また、2007年6月には、東京で「アフガニスタンの安定に向けたDIAG（非合法武装集団の解体）会議（警察改革との連携）」を開催した。このように日本の支援は幅広く展開しており、選挙支援や元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR：Disarmament, Demobilization and Reintegration）から難民・避難民の定住支援、インフラ整備まで包括的な支援が行われている。

こうした日本の一連の支援に対しては、9月に行われた町村外務大臣とカルザイ・アフガニスタン大統領との会談の際にも、カルザイ大統領より謝意の表明があった。



カルザイ・アフガニスタン大統領（右）と会談する町村外務大臣（左）  
（9月22日、米国・ニューヨーク）

アフリカ地域については、2003年の第3回アフリカ開発会議（TICAD III）以降、日本は「平和の定着」を対アフリカ支援の柱の一つとして位置付け、支援を強化してきている。2007年3月の、TICAD「持続可能な開発のための環境エネルギー」閣僚会議の際には、対アフリカ平和の定着のための新たな措置として、アフリカ4か国（ウガンダ、シエラレオネ、ブルンジ、リベリア）における平和の定着を支援するため、国連児童基金（UNICEF）、国連開発計画（UNDP）、国連人口基金（UNFPA）等の国連機関を通じ、西アフリカや大湖地

域を中心に計約4,571万米ドルの支援を発表した。さらに、近年のG8サミットではアフリカの平和維持能力向上支援の重要性が主張されており、日本は、2008年2月、アフリカ各地のPKO訓練センターに対する支援を行うこととした。なお、2008年5月に日本の主催にて横浜で行われる第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）においても、平和の定着・民主化を重点事項の一つとしてとりあげる予定である。

このほか、日本は、アジア、アフリカを中心とする紛争被害国において、人道上大きな問題となるのみならず、復興・開発活

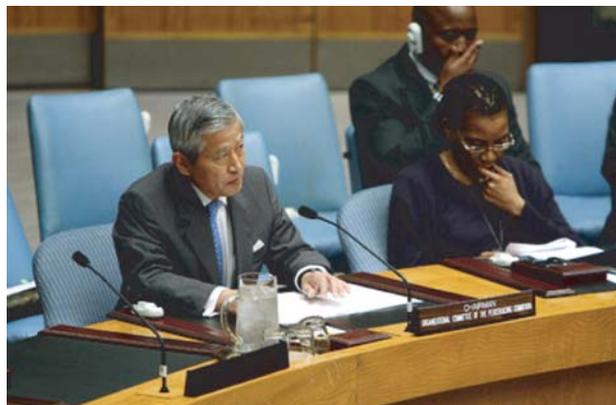
動を妨げる対人地雷・不発弾及び小型武器の廃棄・回収を積極的に支援している。最近では、例えば、ラオスにおいて、国家機関であるUXOラオスの不発弾処理活動支

援（約2億990万円）を実施しているほか、コンゴ共和国においては、小型武器回収及び元兵士の社会復帰計画（2億4,700万円）を実施している。

## (2) 知的貢献の強化—国連平和構築委員会

日本は、創立メンバーとして国連平和構築委員会の活動に貢献してきたが、平和構築分野全般における取組が各国から評価され、2007年6月に同委員会の第2代議長に就任した（任期1年）。同委員会は、紛争後の平和維持から復興・開発まで継ぎ目ない支援を行うことを目的とし、安全保障理事会及び総会と緊密に連動しつつ、関係諸機関や市民社会の知見も活用しながら、対象国の平和構築上の優先課題を特定し、支援を呼び込む役割を担っている。最初の対象国となったブルンジ及びシエラレオネについて、日本は、これまでの平和構築支援の経験と知見を最大限活用し、「人間の安全保障」の理念の共有を含め、両国における平和構築戦略の策定にイニシアティブをとった。また、同委員会には、目に見える具体的成果として、現地における支援の呼び込みが期待されているが、日本は、例え

ばシエラレオネでは電力供給、ブルンジではインフラ整備等、平和構築に不可欠な分野で具体的な支援を行っている。さらに、同委員会の活動を確固たるものにするため、新規検討対象国の選定方法や安保理をはじめ関係機関との協力強化の在り方といった重要な論点についても、議長として議論をリードしている。



国連安全保障理事会で平和構築委員会の第1回年次報告を行う高須国連大使（平和構築委員会議長）（10月、米国・ニューヨーク 写真提供：UN Photo）

## (3) 平和構築分野の人材育成事業<sup>(注3)</sup>

冷戦終結後の世界においては、世界各地において国内紛争が増加していること等により、紛争終結から復興まで包括的に取り組む必要性が増大している。同時に、平和構築分野で活動する人材、特に非戦闘員である文民に対するニーズが高まってきている。日本はそのような潮流をとらえ、2007年、将来の平和構築分野への更なる人的貢献を行っていくために「平和構築分野の人材育成事業」を立ち上げ、平和構築の現場で必

要となる実践的な能力を備えた文民人材の育成を開始した。

本事業は日本人及びアジア人の文民を対象に、①国内研修、②海外実務研修、③就職支援を3つの柱として世界第一級の文民専門家の養成を目指すものである。本事業により日本の国際平和に対する人的貢献を更に強化するとともに、日本のアジア協力のための取組を推進していく。

(注3) 2006年12月の日・フィリピン首脳会談及び2007年1月の東アジア首脳会議(EAS)において、安倍総理大臣は、日本の東アジア地域協力の一つとして「平和構築分野の人材育成構想」を表明し、それを受けて内閣に「平和構築分野の人材育成に関する関係省庁連絡会議」が設置され、政府一体の取組として本事業を実施していくことが決定された。事業初年度となる2007年は、国立大学法人広島大学を委託先として、同大学が設立した「広島平和構築人材育成センター」を中心に①平和構築の第一線で活躍する内外の講師陣による国内研修(約1.5か月)、②平和構築支援に携わる国際機関やNGOの現地事務所での海外実務研修(最大約5か月)、③就職支援を柱とするパイロット事業を実施した。

## COLUMN

## 「研修の経験、大きな財産に」—平和構築分野の人材育成事業—

「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」は、2007年度から始まった外務省の事業だ。この事業は、国内研修と海外実務研修から構成され、私はこの事業の海外実務研修の一環として、現在（2008年1月）、3年前に紛争が終結した南スーダン・ジュバの国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）で難民の帰還支援をしている。トラックで到着した難民の集団を右から左へと帰路につかせることもあれば、家族離散など事情を抱えた難民一人ひとりと対峙することもある。研修目的の派遣とはいえ、要求される内容はほかの職員となんら変わらず、学ぶことは多い。

特に、受益者のことを第一に考えて行動することの大切さを実感している。国連では複数の組織がかかると物事が進むのに時間がかかる。連携の狭間で取り残されるのだ。ある難民の家族は、子供を巡る問題から故郷に帰れず、ジュバで1か月間足止めされていた。3日以内の出発が原則なので、異例の長期滞在だ。私は他部署・他組織との連絡、説得を重ねて2週間、何とか彼らの帰郷の手はずを整えた。ほっとした顔の父親との別れの握手では、インフラも産業もない南スーダンで彼ら自身が復興の礎いしづえとなっていく事実を思い、感慨深いものがあった。「自分の仕事は何か」ではなく、「彼ら（受益者）のために何ができるか」というスタンスで仕事に向かうことで、自分も、また地域も報われるのだと実感した。

しかし生活環境は楽とはいえない。水道が止まれば、汲み置きの水一杯の水で体を洗うこともある。出勤時にはバッテリーが弱った車のエンジンを4、5人がかりで思い切り「押しがけ」する。マラリアに倒れる同僚もいる。この事業の運営を委託された広島平和構築人材育成センター（HPC）の講師からは出発前、こうした厳しい生活で生き残っていけることを示すこと自体も、平和構築のキャリアには大切だと指摘された。



2008年1月、スーダン・ジュバにて

この事業の研修員となる以前、約6年半、報道記者をしてきた私にとって、今回の派遣はポスト紛争国では初めての「現場経験」となる。こうした研修で得た経験は、今後、平和構築の現場で働いていくうえで大きな財産になるだろう。現在、私の同期の日本人15人、アジア人14人の多くが、同様に各地の現場で汗を流している。5年後、10年後、彼らとともに日本の、そしてアジアの平和構築の一端を担っていきたい。

「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」2007年度研修員 古本 建彦

## 7. 軍縮・不拡散（科学技術・原子力分野の国際協力を含む）

### 【総論】

軍縮・不拡散は、良好な安全保障環境を形成し、平和な世界を創るために、日本が国際社会の一員として当然取り組むべき課題である。また、平和な世界を創ることは、日本及び日本国民自身の安全を確保する上でも不可欠である。

日本は、世界で唯一核兵器の悲惨さを経験した国として、核兵器や紛争のない平和な世界の実現を目指して、一貫して国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化を訴えてきている。

2007年は、北朝鮮及びイランの核問題をはじめとする、国際的な核軍縮・不拡散体

制が直面する種々の挑戦に対し、国際社会が一致協力して取り組むことが求められた年であった。日本も、核軍縮・不拡散体制の維持・強化に向けて積極的に取り組み、日本が国連総会に提出した核軍縮決議案は、圧倒的支持を得て採択された。

そのほかにも、生物兵器や化学兵器を禁止する条約の強化や、通常兵器の軍縮にも取り組んだ。

また科学技術面では、原子力分野での二国間協力、原子力・宇宙・核融合分野等の多国間協力を通じ、国際社会の繁栄に向けて取り組んでいる<sup>(注1)</sup>。

### 【各論】

#### (1) 核軍縮

2007年は、2010年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議第1回準備委員会が開催され、天野之弥ウィーン国際機関日本政府代表部大使が議長を務めた。特に北朝鮮及びイランの核開発問題を解決するための国際的な努力が展開する中で、激しい意見の対立もあったが、同準備委員会で採択された議題案は、第2回、第3回の準備委員会の議題として用いられ、今後の運用検討プロセスの円滑な推進に貢献すると考えられる。

日本は、2007年も国連総会に核軍縮決議案<sup>(注2)</sup>を提出し、同決議案は圧倒的支持を得て採択された。また、G8等の主要国との軍縮・不拡散に関する二国間協議も開催している。いまだ発効していない包括的核実験禁止条約(CTBT)<sup>(注3)</sup>の発効促進につ

いては、9月にウィーンにおいて第5回CTBT発効促進会議が開催された際に、日本政府代表として木村外務副大臣が未批准国・未署名国に対し早期の批准を呼びかけた。CTBTの国際監視制度<sup>(注4)</sup>は、北朝鮮による核実験実施の際に改めてその有用性が認識されており、日本としても引き続き整備に取り組んでいく方針である。

ジュネーブ軍縮会議(CD)においては、過去10年間にわたり、多数国間の軍縮条約に関する実質的交渉が行われていない。2006年及び2007年においては、それぞれの年の議長を務める6か国(P6)大使によるイニシアティブの下で、CD主要事項に関し活発な議論が行われた。その結果、2007年には、カットオフ条約<sup>(注5)</sup>の交渉開始を含めたCDの作業に関する提案が同年

(注1) 軍縮・不拡散分野については、外務省が別途発刊する「日本の軍縮・不拡散外交」(外務省ホームページ [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gun\\_hakusho/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gun_hakusho/index.html))を参照。

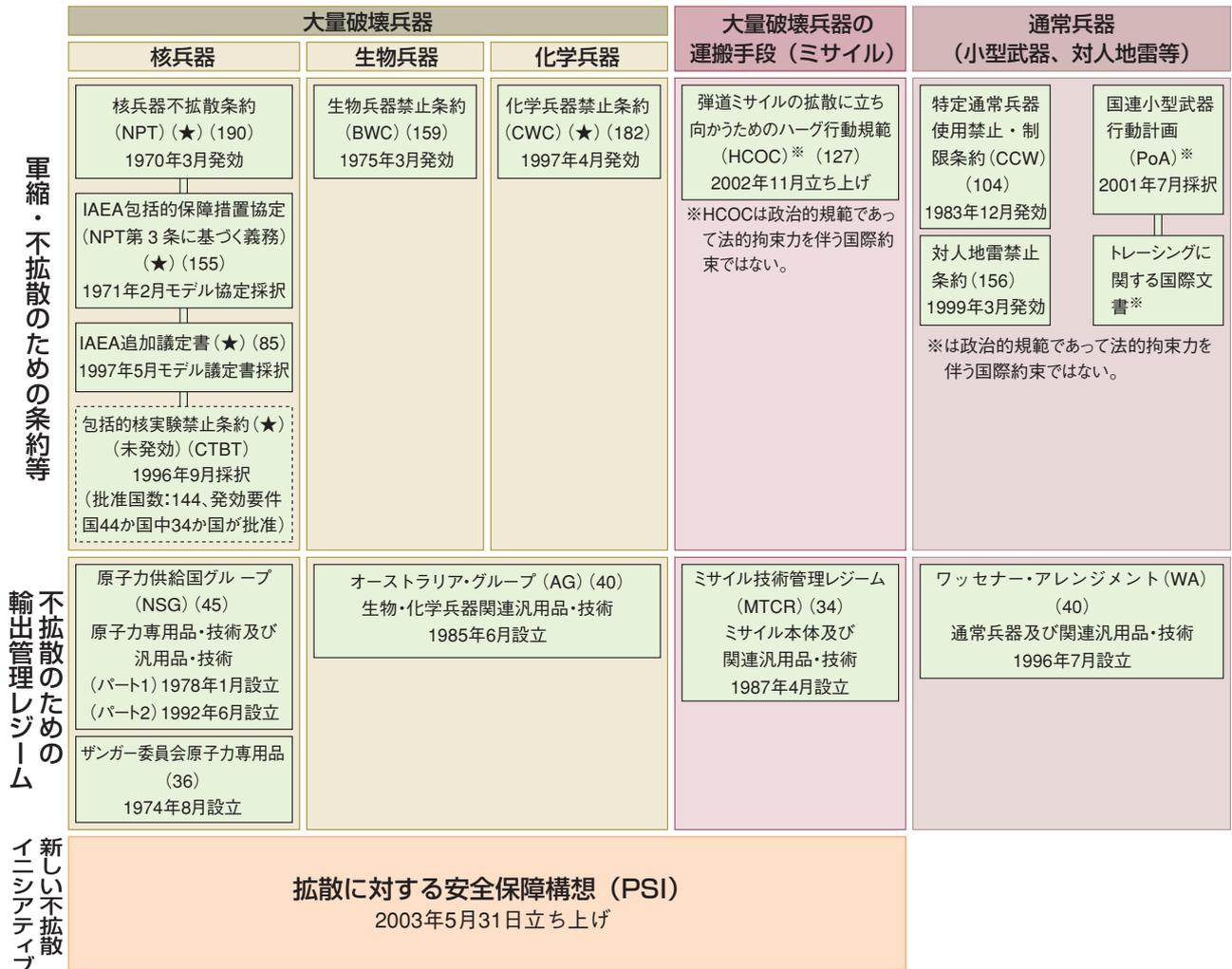
(注2) 日本は、1994年以降毎年、核廃絶に向けた漸進的・現実的アプローチにのっとり、「全面的核廃絶」に至るまでの具体的「道すじ」を示した核軍縮決議案を国連総会に提出し、国際社会の圧倒的支持を得ている。2007年は、核軍縮決議案「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」を提出し、国連総会で賛成170、反対3(米、印、北朝鮮)、棄権9の圧倒的多数(1994年以降、過去最多の賛成)の支持を得て採択された。

(注3) 地下核実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発」を禁止する条約。1996年国連総会にて採択。現時点では未発効。2008年1月現在、批准国数144か国(署名国数178か国)。

(注4) 世界321か所に設置される4種類の監視観測所によりCTBTで禁止される核兵器の実験的爆発または他の核爆発が実施されたか否かを監視する制度。

(注5) 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT:Fissile Material Cut-off Treaty)。核兵器及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質(プルトニウム及び高濃縮ウラン等)の生産を禁止する条約。1993年9月にクリントン・米大統領によって提案された。ジュネーブ軍縮会議にて行われる予定の条約交渉はいまだ開始されていない。

大量破壊兵器、ミサイル及び関連物質等の軍縮・不拡散体制の概要



(注1) 図表中の(★)は検証メカニズムを伴うもの。  
 (注2) ( )内の数字は2007年12月現在の締結、批准、加盟国数。  
 (注3) 通常兵器に関しては、このほかに移転の透明性向上を目的とする国連軍備登録制度が1992年に発足。

のP6によりなされたが、加盟国の合意が得られず、実質的作業開始に至らなかった。日本は、議論に積極的に貢献するとともに、3月、浜田外務大臣政務官がCDに出席し、CD停滞の打開と同条約の早期交渉を訴える演説を行った。

米露間では、モスクワ条約の下で、配備戦略核弾頭数が引き続き削減されるとともに、12月に米国は、貯蔵核弾頭数を冷戦終結時の4分の1に削減することを発表し、日本もこれを歓迎した。また、米露間では

START-I<sup>(注6)</sup>の後継条約について交渉が行われている。

NPTにまだ加入していないインド、パキスタン<sup>(注7)</sup>及びイスラエルに対しては、引き続き、粘り強くその加入を働きかけていく必要がある。2007年には、1月の日・イスラエル外相会談、7月の日・パキスタン軍縮・不拡散協議等の機会に働きかけを行った。また、インドに対する民生用の原子力協力の実施を内容とする米印間の合意<sup>(注8)</sup>については、インドの戦略的重要性、

(注6) 「第1次戦略兵器削減条約(Strategic Arms Reduction Treaty I)」。大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)及び重爆撃機の運搬手段の総数、配備される戦略核爆弾頭数の総数等を制限する米ソ(露)間の条約。1994年12月に発効し、2001年12月に米露両国は義務の履行を完了した。条約の有効期限は発効から15年後の2009年。  
 (注7) パキスタンでは2004年2月に「核開発の父」と呼ばれるカーン博士を含む科学者が、核関連技術の国外流出にかかわっていたことが明らかになった。これは国際社会の平和と安定、核不拡散体制を損なうものであるとともに、流出先の一つと見られている北朝鮮への流出は、日本の安全保障上の重大な懸念である。日本はパキスタンに対し、累次の機会に遺憾の意を伝えるとともに、本件に関して日本に情報を提供し、再発防止策を講ずるよう強く求めている。  
 (注8) 2005年7月及び2006年3月、米印首脳間で合意。インドへの民生用原子力協力を制限している原子力供給国グループ(NSG)(本節7.(2)ロ「大量破壊兵器等の拡散防止の取組」を参照)のガイドラインの調整を追求すること等を米国が約束。インドは、すべての民生用原子力施設をIAEA保障措置下に置くことに合意。

エネルギー需要の増大への手当ての必要性も踏まえつつ、NPTを礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制に与える影響等を注意深く検討する必要がある、そのような観点から日本は国際的な議論に参加している。

日本は軍縮・不拡散と日本海周辺の環境汚染防止の観点から、日露非核化協力委員会を通じてロシア極東地域に残された退役原子力潜水艦の解体支援<sup>(注9)</sup>を実施している。また、現在ロシアによって進められている原子炉区画陸上保管施設建設<sup>(注10)</sup>に対

して協力していく方針である。



日本の協力によって解体中のヴィクターⅢ級原潜

## (2) 不 拡 散

### イ 地域の不拡散問題

北朝鮮の核・ミサイル等を巡る問題は、日本のみならず東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、核兵器不拡散条約（NPT）に対する重大な挑戦となっている。2002年10月、米国政府の訪朝団に対し北朝鮮がウラン濃縮計画の保有を認めたことを契機として、北朝鮮の核問題が再び深刻になった。2003年1月には、北朝鮮はNPTから脱退することを通告し、同年2月の国際原子力機関（IAEA）特別理事会では、北朝鮮のIAEA保障措置協定の更なる違反が認定され、国連安全保障理事会に報告されるに至った。その後、北朝鮮は、「合意された枠組み」の下で凍結していた5メガワットの黒鉛炉を再稼働させ、使用済み燃料棒の再処理を再開した。2006年に至って北朝鮮はテポドン2を含む7発の弾道ミサイルの発射を強行し（7月）、さらに核実験実施を発表した（10月）。2007年においては、こうした状況の中、六者会合をはじめ、北朝鮮の核問題の平和的解決に向けた様々な外交努力が行われており、2月の六者会合成果文書「共同声明の実施のための初期段階の措置」を踏まえ、7月には、

寧辺等の5つの核施設の活動停止がIAEA要員により確認された。日本は9月、IAEAの北朝鮮における活動に対して50万米ドルの貢献を行っている。日本は、2005年9月の第4回六者会合共同声明に明記された北朝鮮のすべての核兵器と既存の核計画の放棄に向けた措置が着実に実施されるよう、引き続き米国をはじめとする関係国と共に努力していく考えである（2007年における北朝鮮問題への対応の詳細については、第2章第1節1.「朝鮮半島」を参照）。

イランの核開発問題は、中東地域のみならず、国際的な安全保障を揺るがしかねない問題であり、国際的な核不拡散体制への重大な挑戦となっている。イランは、過去20年近くにわたり、IAEAに申告せずに拡散上機微な核活動を行い、2003年以降、累次のIAEA理事会決議により、信頼回復のために濃縮関連・再処理活動の停止等を求められてきた。イランはこれに応じなかったため、2007年末までに国連安保理は、これらの要求事項を国連憲章第7章下で義務付ける3本の決議<sup>(注11)</sup>を採択した。2007年8月以降、イランは、過去の「未解決の問題」の解明に関し、IAEAとの間で一定の

<sup>(注9)</sup> 本事業は2002年6月のG8カナナスキス・サミットにおいて、大量破壊兵器及びその関連物質の拡散防止を主な目的として、首脳レベルで合意された「G8グローバル・パートナーシップ」の一環として実施されているもの。「希望の星」と命名されている。

<sup>(注10)</sup> 極東地域において、海上保管されている解体原子力潜水艦原子炉区画を陸上において長期間安定して保管するための施設。

<sup>(注11)</sup> 2006年7月31日、安保理は国連安保理決議第1696号を採択し、IAEA理事会決議の要求事項を憲章第7章下で要求している。決議第1737号（2006年12月23日採択）及び決議第1747号（2007年3月24日採択）は、決議1696号が定めるイランへの要求事項に加え、核物質の禁輸や資産凍結等の憲章第7章41条下のイランに対する制裁措置を国連加盟国に課している。

協力は行っているが、イランの核活動の経緯は、その範囲と性格も含め、いまだ明らかになっていない点もあり、活動が専ら平和的なものであるとの信頼は得られていない。濃縮関連活動は、軍事転用を防ぐための措置が十分にとられない限り、核兵器開発能力の獲得につながりかねないとの疑念を伴うものであるが、イランは、2007年を通じて、濃縮関連活動を継続・拡大するなど、依然として国際社会の要求事項にこたえていない。日本は、イランの核開発問題を深刻に懸念しており、関係各国と緊密に協力しつつ、国連安保理決議の要求事項に応じ、問題の平和的・外交的解決を実現するよう、イランに対し粘り強く働きかけている（第2章第6節「中東と北アフリカ」を参照）。

#### ロ 大量破壊兵器等の拡散防止の取組

日本は、大量破壊兵器等の拡散防止に向け、各国と協力しつつ様々な側面から外交努力を行っている。

IAEAの保障措置<sup>(注12)</sup>は、核物質等の軍事転用を防止するための検認制度であり、国際的な核不拡散体制の中核的な措置である。日本は、より多くの国が「追加議定書」<sup>(注13)</sup>を締結するよう、二国間・多国間の協議の場で各国に締結を求めるほか、IAEAと協力し、追加議定書締結に向けた地域セミナーへの人的・財政的支援を実施してきている（2007年は8月にベトナムにて開催）。また、日本は、保障措置の効率化の観点から、「統合保障措置」<sup>(注14)</sup>がより多くの国に適用されることが重要と考えている。

輸出管理レジームとは、兵器やその関連汎用品<sup>はんよう</sup>の供給能力を持ち、かつ不拡散に同意する国々による輸出管理の協調のための枠組みであり、核兵器、生物・化学兵器、ミサイル、通常兵器のそれぞれに関する輸出管理レジームが存在する。また弾道ミサイルに関して、その開発・配備の自制などを原則とする「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)」<sup>(注15)</sup>がある。日本はこれらすべてに参加・貢献している<sup>(注16)</sup>。

また、日本は、大量破壊兵器等の拡散阻止のため、各国が国際法・各国国内法の範囲内でとり得る措置を実施・検討するための取組である「拡散に対する安全保障構想(PSI)」<sup>(注17)</sup>にも、積極的に参加している。2007年10月には、伊豆大島沖、横須賀港及び横浜港において、PSI海上阻止訓練「Pacific Shield 07」を主催し、アジア大洋州及び中東諸国を含む40か国が参加した<sup>(注18)</sup>。拡散阻止に向けた日本及び国際社会の意志を内外に示すとともに、同訓練を通じ各国の連携強化が達成された。



PSI海上阻止訓練「Pacific Shield 07」の模様  
(容疑船に乗り込む海上自衛隊乗船チーム) (写真提供：防衛省)

(注12) IAEAが各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、「査察」等の手段により検認活動を行うもの。NPT締約国たる非核兵器国は、NPT第3条に基づき、IAEAとの間で保障措置協定を締結し、国内のすべての核物質について保障措置を受け入れる(包括的保障措置)ことが求められている。

(注13) 包括的保障措置協定に追加してIAEAとの間で各国が締結する議定書。この締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大されるなど、検認活動が強化される。2007年12月現在、85か国が締結。

(注14) 包括的保障措置協定及び追加議定書双方の下で利用可能な保障措置手段を最適に組み合わせ、最大限の効率性を達成するためのもの。追加議定書の実施を通じ、「未申告の原子力活動及び核物質の不存在」の結論がIAEAより得られた国を対象に、査察回数の削減などにより保障措置を効率化するもの。これまでこの「結論」が出された国は、2007年6月現在で日本を含め32か国。

(注15) HCOC(Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation): 2002年に採択された弾道ミサイル不拡散についての初めての国際的政治合意(法的拘束力は持たない)。2007年6月現在127か国が参加。

(注16) 例えば、日本は在ウィーン国際機関日本政府代表部が原子力供給国グループ(NSG)の事務局機能を引き受けている。

(注17) PSI(Proliferation Security Initiative): 2003年5月に発足。各国は、活動の基本原則を定めた「阻止原則宣言」を支持するなどの方法で参加表明を行う。活動に際しては、特定の事態や対象国を想定はしない。2007年12月現在80か国以上が、同宣言を支持し、PSIの活動に参加・協力している。

(注18) 前回2004年の「Team Samurai 04」に続き、日本が主催するPSI訓練としては2回目。洋上における容疑船の捜索・発見・追尾及び乗船や、港における船内立入検査・貨物検査などの訓練を行った。日本からは外務省、警察庁、財務省(税関)、海上保安庁、防衛省・自衛隊が訓練に参加したほか、豪、仏、NZ、シンガポール、英、米が装備・人員を派遣し、これらの国を含む40か国からオブザーバーが参加した。

核燃料供給保証とは、非商業的理由による核燃料の供給途絶が起こらない仕組みを構築して供給不安を解消し、もってウラン濃縮等の機微技術を新たに獲得する動機を低下させ核不拡散を促進しようとする考えであり、各国から様々な提案がなされている<sup>(注19)</sup>。2007年6月のIAEA理事会において、これら諸提案に関するIAEA事務局長報告が提出され、今後の検討に付されるこ

ととなった。

このほか、日本は、不拡散体制への理解の促進と取組の強化を目指す他国への働きかけ（アウトリーチ活動）にも熱心に取り組んでおり、2003年度からアジア不拡散協議（ASTOP）<sup>(注20)</sup>を、また、1993年度から、アジア輸出管理セミナー<sup>(注21)</sup>をそれぞれ開催するなど積極的な活動を行っている。

### (3) 原子力の平和的利用のための国際的な枠組み

近年、国際的なエネルギー需要の顕著な増大と地球温暖化問題への対処の必要性等を背景に、原子力発電が再評価され、その拡充及び新規導入を計画する国が増加している。このような「原子力ルネッサンス」と称される趨勢の中で、ウラン資源を巡る競争も激化し、日本企業が関与する原子力関連企業の国際的な合従連衡も進んでいる。一方、原子力発電に利用されている技術や機材、核物質は軍事転用が可能であり、原子力の利用の拡大に伴い、核の拡散や原子力施設における事故、核テロリズムといった危険への対応が国際社会の大きな課題となっている。

日本は、原子力の平和的利用においては、

核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ<sup>(注22)</sup>の確保が不可欠との立場であり、二国間、多国間の枠組みを通じて、核不拡散等を確保・強化した形での原子力の平和的利用を可能とするための枠組みづくりを積極的に行っている<sup>(注23)</sup>。

二国間においては、ロシア（2月）、カザフスタン（4月）との間で原子力協定の締結に向けた交渉を開始することで合意し、現在交渉が行われている。また、多国間においては、核不拡散等の要請と原子力の平和的利用の拡大の両立を目指す国際的なイニシアティブである「国際原子力エネルギー・パートナーシップ（GNEP）<sup>(注24)</sup>」などに積極的に参加している。

### (4) 生物、化学、通常兵器

#### イ 生物兵器

生物兵器禁止条約（BWC）<sup>(注25)</sup>は、生物兵器の開発・生産・保有等を包括的に禁止

する唯一の多国間の法的枠組みであるが、条約の実施を確保する手段に関する規定が十分でないため、条約をいかに強化するか

(注19) 日本も2006年9月のIAEA総会において、「IAEA核燃料供給登録システム」に関する提案を行った。同提案は、濃縮ウランの供給を現在行っている6か国（米、仏、英、露、独、蘭）による2006年6月の提案「核燃料供給保証に係る6か国構想」（保障措置協定違反がなく、原子力安全、核物質防護上の基準を満たし、機微技術を放棄した国を、核燃料供給保証の対象とする内容）が、より幅広く受け入れられるよう、各国が濃縮ウランに限らずその核燃料供給全般についてIAEAに登録するというもの。

(注20) ASTOP (Asian Senior-level Talks on Non-Proliferation) : ASEAN10か国、日、中、韓、米、豪、加、NZの局長級の不拡散政策担当者が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行うもの。

(注21) アジア諸国政府の輸出管理担当者、民間企業、研究者等を日本に招待して、日本をはじめとする輸出管理先進国の取組を紹介するとともに、アジア地域における輸出管理強化の意義を共有するもの。

(注22) 核セキュリティ：テロリスト等による核兵器の盗取や盗取された核物質を用いた核爆発装置の製造、汚い爆弾（放射性物質の発散装置）の製造等が現実とならないように講じられる措置のこと。

(注23) 核セキュリティ確保については、本節2. 「テロとの闘い」への取組を参照。

(注24) 国際原子力エネルギー・パートナーシップ（GNEP: Global Nuclear Energy Partnership）: 2006年2月に、米国が核燃料サイクルによる原子力エネルギーの供給を図りつつ、エネルギー需要、環境、開発、不拡散上の諸問題への対応を図ることを目的として提唱したもの。これまでに19か国（2007年12月現在）が「原則に関する声明」に署名してパートナー国となるなど、国際的な体制が確立してきている。

(注25) 1975年3月発効。生物兵器の開発、生産、貯蔵、取得及び保有を包括的に禁止するとともに、保有する生物兵器の廃棄義務を規定する。締約国数は159か国（2007年12月現在）。

が課題となっている。

2006年の第6回運用検討会議（5年に1度開催）において、条約の強化のために、次回運用検討会議（2011年）までの年次会合プロセスが合意された。2007年は、この初年度に当たり、8月の専門家会合及び12月の締約国会合では「国内実施の強化手段」と「BWC履行の地域的協力」について議論された。日本は、作業文書の提出やプレゼンテーションを行い、議論の活性化に貢献した。

## ロ 化学兵器

化学兵器禁止条約（CWC）<sup>(注26)</sup>は、化学兵器の生産・保有・使用等を包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約の遵守を検証制度（申告と査察）により確保するものであり、大量破壊兵器の軍縮に関する条約としては画期的な条約である。最近では、米国・ロシア等の化学兵器の廃棄が遅延し始めていること、締約国の国内実施措置を強化すること及び普遍化の促進（締約国数の増加）が大きな課題となっている。

日本は、国内実施措置強化及び普遍化促進の課題に対し、主としてアジア地域諸国を対象として取り組んでおり、2007年には、インドネシア及びフィリピンでのセミナーの開催や、イラクの条約締結促進を支援するなどした。また日本は、CWCに基づき、中国に遺棄された旧日本軍の化学兵器について、国内の老朽化化学兵器と同様に、廃棄義務を負っており、中国と協力しつつ、一日も早い廃棄の完了を目指して最大限の努力を行っている。

## ハ 小型武器

近年、国際社会には過剰な小型武器が存在し、大きな問題となっている。2008年7月には、国連小型武器行動計画隔年会合の開

催が予定されており、国連小型武器行動計画（2001年策定）の履行状況や今後の取組について議論が行われる。

日本は、アジア、アフリカなど各地で、小型武器の回収と地域社会の開発等を組み合わせたプロジェクトを支援している。「カンボジアにおける平和構築と包括的小型武器対策プログラム」では、2007年末までに2万8,000丁を超える小型武器が回収された。



カンボジアにおける小型武器破壊式典の様相  
(写真提供：日本小型武器対策支援チーム（JSAC）)

## ニ 対人地雷問題

日本は、国際社会全体での実効的な対人地雷の禁止と、被害国への地雷対策支援の強化を「車の両輪」として包括的な取組を推進している。前者については、より多くの国が対人地雷禁止条約（オタワ条約）<sup>(注27)</sup>を締結するように、アジア太平洋地域の未締結国を中心に働きかけを行っている。

後者については、1998年以降、地雷除去、犠牲者支援、地雷回避教育等のため、30か国以上に310億円を超える支援を実施している。

## ホ 武器貿易条約（ATT）構想<sup>(注28)</sup>

通常兵器の「責任ある輸入、輸出や移譲」を確保するため、ATT構想が注目を集めている。2008年には、ATTの実現可能性、

(注26) 1997年4月発効。締約国数は182か国(2007年12月現在)。

(注27) 対人地雷の使用、生産等を禁止し貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去等を義務付ける条約で、1999年3月に発効した。2007年12月現在の締約国数は、日本を含め156か国。

(注28) 2006年には、英国を主導とする7か国(日本を含む)が作成した国連決議案が国連総会で採択された。

対象、条約の要素等を議論する政府専門家会合が開催される。

#### ヘ クラスター弾<sup>(注29)</sup>

クラスター弾の不発弾等による人道上の懸念については、特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）の枠組みで議論されてきたが、2007年2月、ノルウェーがその枠外で国際会議を開催し、クラスター弾を禁

止する国際約束を2008年中に策定する旨のオスロ宣言を発出した。11月のCCW締約国会議（於：ジュネーブ）では、クラスター弾の問題を交渉する政府専門家会合の設立が決定された。日本は、CCWでの国際約束作成に努力するとともに、他の国際的議論にも参加しており、被害国の現場においてもクラスター弾を含む不発弾処理に協力している。

### (5) 科学技術分野の国際協力

科学技術の二国間協力推進のため、日本は、各国との科学技術協力協定に基づく定期的な政府間会合等を通じて、科学技術政策等に関する意見交換や、共同研究案件を協議している。2007年には、ノルウェー、フランス、オランダ、ポーランド、米国、カナダ、ハンガリー、イタリアとの間で会合を開催し、テロ・犯罪対策、宇宙、海洋、ライフサイエンス、研究者交流等多岐にわたる分野の科学技術協力について議論した。

多国間の国際協力プロジェクトについては、以下の分野で日本は積極的に取り組んでいる。

資源エネルギー分野では、核融合エネルギーが将来のエネルギー源の一つとして期待されている中で、日本は国際共同プロジェクトであるイーター（ITER、国際熱核融合実験炉）計画を推進している。10月24日にはイーター国際核融合エネルギー機構設立協定が正式発効し、11月27日の第1回理事会において、池田要前駐クロアチア大使が初代の機構長に任命された。

宇宙分野では、日本は、国連宇宙空間平和利用委員会に参加し、国際的な法的枠組みづくりを進めるとともに、宇宙での実験

を行う研究所を建設する国際宇宙基地協力計画（ISS計画）に各国と共同で参加している。ISS計画の中で、日本初の有人実験棟（JEM：Japanese Experiment Module、通称「きぼう」）が2008年3月以降順次3回に分けて打ち上げられる予定であるほか、日本は、ISSへの物資輸送手段の一つとして、宇宙ステーション補給機（HTV：H-II Transfer Vehicle）の開発に取り組んでいる。

地球環境科学分野では、日本は各国と協力し、アルゴ計画（高度海洋監視システム）<sup>(注30)</sup>、統合国際深海掘削計画（IODP）、東・東南アジア地球科学計画調整委員会（CCOP）等を中心に推進している。また、地球観測に関する政府間会合（GEO）では、全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画に積極的に取り組んでいる。

不拡散分野では、ソ連崩壊に伴う大量破壊兵器関連技術の拡散防止のための国際科学技術センター（ISTC）に参加し、旧ソ連諸国で大量破壊兵器の研究開発に従事していた研究者・技術者の民生分野への転換を支援している。日本は、ISTCのプロジェクトに対し、これまで約6,100万米ドルの支援を行っている。

(注29) 一般的に、多量の子弹を入れた大型の容器が空中で開かれて、子弹が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾等のこと。不発弾による民間人の被害が問題となっている。

(注30) 海面から水深2,000メートルまでの水温・塩分データを観測・通報するフロートを全世界で約3,000個展開する海洋監視システムの構築計画。

## COLUMN

## NPT運用検討プロセスへの日本の貢献

核兵器不拡散条約（NPT）は、現在の核問題を全般にわたって討議する基礎であり、それは条約の運用検討プロセスとして継続的に行われている。具体的には条約が1970年に発効して以来、5年ごとに運用検討会議が開催され、1995年に条約が無期限に延長されてからは、さらに運用検討会議の前の3年にわたり、毎年準備委員会が開催されている。

2010年の運用検討会議のための第1回準備委員会が、2007年4月～5月にウィーンで開催され、私は日本政府代表団の一員として参加した。準備委員会では議長に日本の天野之弥ウィーン代表部大使が選出された。日本がこのポストをとったのは、1995年に準備委員会の制度が正式に導入されて以来、初めてのことである。

2005年の運用検討会議が米国対エジプト・イランの対立で、特に議題の内容に関する対立で失敗に終わったため、天野大使は早くから準備を開始し、各国と協議を行い、様々なセミナーに出席して、すべての国に受入れ可能な議題案を準備した。

ところが、準備委員会の初日にイランは議長の議題案に対案を提出し、その変更を要求した。そのため実質的な討議を開始することができず、議長は非公式協議を続けることで事態の打開を図った。会議は3日間空転し、実質的な議論の時間は予定の半分になった。しかし議長は、各国の発言時間を制限しながらも、実質的な討議を可能とするような会議運営を行い、その結果、多くの問題点が明確になり、今後の方向が示された。

準備委員会の最終日になって、イランが再び議長の提案に反対したため、会議の成功が危ぶまれた。しかし、ここでも天野議長は非公式協議を粘り強く行い、ほとんどすべての国が議長を支持していたこともあり、報告書の採択に成功した。



第1回準備委員会議長を務める天野ウィーン代表部大使

これにより2008年及び2009年の準備委員会の議題は確定し、2010年の運用検討会議に向けていいスタートが切られた。その成功のかなりの部分は議長の会議運営能力によるものと思われるし、このような重要な会議で日本が議長のポストをとったことは、日本の軍縮外交を積極的に進める上でも極めて有益なことであった。

大阪大学大学院国際公共政策研究科教授 黒澤 満

(2007年に開催されたNPT運用検討会議準備委員会に日本政府代表団の一員として参加)